

・金融政策決定会合における決定の内容

1．金融政策運営に関する決定事項等

(平成24年10月5日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

- 1．次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

- 2．対外公表文は別途決定すること。

(24年10月5日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別紙

2012年10月5日

日本銀行

当面の金融政策運営について

- 1．日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致)。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

- 2．海外経済は、減速した状態がやや強まっている。国際金融資本市場では、欧州債務問題を背景とする投資家のリスク回避姿勢はやや後退した状態が続いているものの、今後の市場の展開には十分注意していく必要がある。
- 3．わが国の景気は、横ばい圏内の動きとなっている。輸出や鉱工業生産は、海外経済の減速した状態がやや強まるもとで、弱めとなっている。一方、国内需要は、復興関連需要などから底堅く推移している。すなわち、公共投資は増加を続けており、住宅投資も持ち直し傾向にある。個人消費は、雇用環境が改善傾向にあるなかで、底堅く推移している。設備投資は、企業収益が総じて改善するもとで、緩やかな増加基調にある。この間、企業の業況感、海外経済減速の影響などを背景に、幾分慎重化している。わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、概ねゼロ%となっている。
- 4．先行きのわが国経済についてみると、当面横ばい圏内の動きにとどまるとみられるが、国内需要が底堅さを維持し、海外経済が減速した状態から次第に脱していくにつれて、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。消費者物価の前年比は、当面、ゼロ%近傍で推移するとみられる。
- 5．リスク要因をみると、欧州債務問題の今後の展開、米国経済の回復力、新興国・資源国の物価安定と成長の両立の可能性など、世界経済を巡る不確実性は引き続き大きいほか、金融・為替市場動向の景気・物価への影響には注意が必要である。
- 6．日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰することがきわめて重要な課題であると認識している。この課題は、幅広い経済主体による成長力強化の努力と金融面からの後押しを通じて実現されていくものである。こうした認識のもとで、成長基盤強化を支援するとともに、強力な金融緩和を推進している。今後とも、資産買入等の基金の着実な積み上げを通じて間断なく金融緩和を進めていく。日本銀行としては、引き続き適切な金融政策運営に努めるとともに、国際金融資本市場の状況を十分注視し、わが国の金融システムの安定確保に万全を期していく方針である。

以 上

(24年10月30日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(24年10月30日決定)

「経済・物価情勢の展望（2012年10月）」の基本的見解を決定する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり決定すること。

別 紙

2012年10月30日

日 本 銀 行

経済・物価情勢の展望（2012年10月）

【基本的見解】¹

1. はじめに

今回の展望レポート（経済・物価情勢の展望（2012年10月））では、2014年度までの日本経済の見通しを示す。以下では、まず、わが国経済の先行きを左右する国際金融資本市場と海外経済の動向を記述し、その後、わが国の金融環境を評価する。それらを踏まえて、相対的に蓋然性が高い

¹ 10月30日開催の政策委員会・金融政策決定会合で決定されたものである。

と判断される経済・物価の見通し（中心的な見通し）を記述した後、それに対する上振れ要因・下振れ要因を検討する。最後に、金融政策運営の基本的な考え方を整理する。

2. 国際金融資本市場および海外経済

国際金融資本市場をみると、欧州債務問題を巡る懸念は、春先以降、ギリシャの再選挙やスペインの金融システム問題を巡る不透明感の高まりから、EU・IMFの支援を既に受けているギリシャ、ポルトガル、アイルランドにとどまらず、スペインやイタリアにも再び広がった。この結果、国際金融資本市場は全体として神経質な動きとなり、例えば、スペイン国債の10年物利回りは、7月下旬には7%台半ばまで上昇した。こうした状況に対して、欧州当局は様々な施策を講じてきた。すなわち、7月には、スペインの金融機関に対する資本注入のための金融支援策が取り纏められた。9月上旬に、ECBは、欧州安定メカニズム（ESM）などに支援を要請し、必要な財政再建や経済構造改革を進める国を対象に、残存1～3年の国債を予め上限を設けることなく買入れる新たなプログラム（OMTS）を導入した。9月中旬には、欧州委員会が、ESMによる銀行への直接資本注入を可能とする枠組みの構築に向けて、域内の銀行監督権限をECBに一元化することを提案し、10月中旬のEU首脳会議ではその年内法制化が合意された。これらの施策もあって、欧州債務問題を背景とする投資家のリスク回避姿勢は、一頃に比べるとやや後退している。もっとも、ギリシャの財政・経済構造改革の進展や、スペインのESMへの支援要請の有無、銀行監督の一元化に向けた取り組み等を巡って不透明感の強い状況はなお続いており、今後の市場の展開には十分注意していく必要がある。

昨年後半以降の海外経済をみると、欧州債務問題の悪影響が貿易や企業マインドのルートを通じて世界的に広がっており、最近は、多くの国や地

域で、製造業部門を中心に減速の度合いが強まっている。地域別にみると、米国経済は、個人消費が緩やかに増加し住宅市場で持ち直しの兆しもみられるなど、全体としては緩やかな回復基調を続けているが、海外経済やいわゆる「財政の崖 (fiscal cliff) 」を巡る先行き不透明感の高まりから企業マインドが慎重化するも、設備投資や生産の増勢が鈍化している。欧州経済は、緩やかに後退している。ユーロ圏周縁国において財政、金融システム、実体経済の間の負の相乗作用が働くも、債務問題の悪影響が域内の貿易取引の減少や企業マインドの悪化を通じて周縁国からコア国へと波及している。中国経済についてみると、ウエイトの高い欧州向けの輸出が落ち込んでいるうえ、不動産投機抑制策の影響等から民間不動産投資が減速している。こうした内外需要を反映して、素材産業など幅広い分野で在庫の積み上がりが解消しておらず、在庫調整局面が長引いていることから、成長ペースの減速の度合いもやや強まっている。欧州や中国の最終需要の弱さの影響もあって、NIEs・ASEAN経済も、輸出や製造業の設備投資といった企業部門を中心に、持ち直しの動きが緩やかになっている²。

海外経済の先行きに関する中心的な見通しとしては、当面減速した状態が続くとみられるが、国際金融資本市場が総じて落ち着いて推移するとの想定のもと、減速した状態から次第に脱し、緩やかな回復に転じていくと考えられる³。

地域別にみると、米国経済は、緊縮的な財政政策の影響を受けつつも、

² NIEsは韓国、台湾、香港、シンガポールを、ASEANは代表的にはタイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンの4か国を指す。

³ IMFが10月に発表した世界経済の成長見通し（各国・地域の実質成長率見通しを購買力平価ベースで集計したもの）をみると、2012年3.3%、2013年3.6%、2014年4.1%と、いずれの年も7月時点から0.2~0.3%ポイント下方修正されているものの、見通し期間終期にかけて、過去の長期平均を上回るペースへと緩やかに加速する見通しとなっている。ちなみに、1980年から2011年までの32年間の平均成長率は+3.4%である。

緩和的な金融環境などを背景に、見通し期間を通じて緩やかな回復が続けると考えられる。欧州経済は、域外輸出の増加からユーロ圏コア国が成長率を徐々に高めていくものの、周縁国では緊縮財政が続くことから、全体でみても見通し期間を通じて回復の勢いに乏しい状態が続く可能性が高い。中国経済は、当面減速した状態が続くとみられるものの、金融・財政両面での景気刺激策の効果が顕在化し、在庫調整が進展していくにつれて、成長率は徐々に高まっていくと考えられる。この間、NIEs・ASEAN経済は、個人消費を中心に内需が堅調さを維持する中で、輸出が次第に増勢に転じていくことにより、持ち直しの動きがはっきりしていくと見込まれる。

3. わが国の金融環境

わが国の金融環境をみると、日本銀行が強力な金融緩和を間断なく推進する中、緩和した状態が続いている。すなわち、企業の資金調達コストは、銀行の新規貸出約定平均金利が短期・長期とも1%と、2000年代前半の量的緩和期をも下回る水準となるなど、低水準で推移している。CP・社債市場の発行環境についても、業績悪化等から一部の銘柄でスプレッドが拡大しているものの、投資家の需要が引き続き底堅い中で、総じてみれば良好な状態が続いている。企業からみた貸出態度や企業の資金繰りを表わす各種のアベイラビリティ判断指標は、2000年以降の平均を上回る水準となっている。資金需要は、復興関連や企業買収関連を中心に、回復傾向にある。企業の国内での資金調達残高をみると、銀行貸出の前年比は、このところプラス幅が幾分拡大している。社債残高の前年比は、電力債を中心にマイナスとなっている一方、CP残高の前年比は、振れを均してみれば小幅のプラスで推移している。

以上のように、わが国の金融環境は、東日本大震災や欧州債務問題とい

った強い逆風の時期を含めて、緩和した状態が維持されている。先行きについても、こうした緩和的な金融環境は、国内民間需要の自律回復への動きを後押ししていくと考えられる。もっとも、金融資本市場の国際的な連関が高まっていることを踏まえると、国際金融資本市場の今後の動向次第では、その影響がわが国の金融システムや金融環境に及ぶ可能性には、引き続き注意する必要がある⁴。

4. わが国の経済・物価の中心的な見通し

(1) 経済情勢

前述の海外経済の動向と内外の金融情勢を踏まえたうえで、わが国経済の先行きについて、相対的に蓋然性が高いと判断される見通し（中心的な見通し）を検討する。なお、今回の中心的な見通しでは、消費税関連法案の成立を受けて⁵、消費税率が現行の5%から2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げられることを前提としている。

わが国の経済をみると、本年前半の成長率は、復興関連需要が公的需要、民間需要の両面で増加するもとの、国内需要が堅調に推移したことから、年率3%程度となった。もっとも、その後は、海外経済の減速した状態が強まっていることを反映して、輸出や鉱工業生産が減少し、内需にもその影響が一部及び始めていることから、景気は弱含みとなっている。わが国経済の先行きを展望すると、当面横ばい圏内の動きにとどまるとみられるが、国内需要が全体としてみれば底堅さを維持し、海外経済が減速した状態から次第に脱していくにつれて、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。この間、企業による内外の潜在需要の掘り起こしや政府による成

⁴ わが国の金融システムの安定性に関する評価について、詳しくは「金融システムレポート」（日本銀行2012年10月）を参照。

⁵ 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が8月に成立した。

長戦略の実行など成長力強化への取り組みの成果が徐々にあがり、企業や家計の中長期的な成長期待が見通し期間終盤にかけて緩やかながら高まっていくなかで、景気回復の持続性も増していくと想定している。

以下やや詳しく述べると、2012年度下期から2013年度にかけての景気展開については、輸出や鉱工業生産は、海外経済の減速が長引くことで、当面弱めに推移するとみられる。こうした輸出・鉱工業生産の弱さは、製造業部門の支出活動を幾分抑制する方向に作用すると考えられる。国内需要については、防災・エネルギー関連の投資を含めた広い意味での復興関連需要などに支えられて、全体としてみれば底堅さを維持するとみられるが、エコカー補助金の終了に伴う乗用車購入の反動減が見込まれるほか、震災後のペントアップ需要も徐々に減衰していくとみられる。このため、国内需要が輸出の弱さを補うほどの増加を続けるとは考え難く、景気は当面横ばい圏内の動きにとどまるとみられる。もっとも、その後は、海外経済が減速した状態から次第に脱していくにつれて、輸出や鉱工業生産は持ち直しに転じ、経済全体で前向きな支出活動も徐々に強まっていくと予想される。2013年度の成長率は、復興関連需要による景気押し上げ効果が公的需要中心に徐々に減衰していくものの、海外経済の持ち直しが次第に明確になるにつれて、企業収益や雇用者所得の増加を伴いながら国内民間需要がしっかりと伸びとなるため、潜在成長率をはっきりと上回ると考えられる⁶。2013年度下期には、消費税率引き上げ前の駆け込み需要が相応の規模で発生すると予想されるため、一時的にかなり高めの成長となると

⁶ わが国の潜在成長率を、一定の手法で推計すると、見通し期間の終期にかけて徐々に上昇していくが、期間平均では「0%台半ば」と計算される。ただし、潜在成長率は、推計手法や今後蓄積されていくデータにも左右される性格のものであるため、相当幅をもってみる必要がある。潜在成長率の推計方法について詳しくは、2010年10月の展望レポート（経済・物価情勢の展望（2010年10月））のBOX4を参照。

考えられる⁷。

2014年度については、海外経済が過去の長期平均を上回る成長を実現するほか、企業収益の改善や成長期待の高まりを背景に低金利の持つ景気刺激効果も強まっていき、これが国内民間需要を下支えするとみられることなどから、消費税率引き上げに伴う変動を除いた基調で見れば、潜在成長率を幾分上回る成長経路をたどると考えられる。ただし、年度の成長率は、上期を中心に消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動が出ることから、小幅のプラスにとどまる可能性が高い。

なお、わが国経済が横ばい圏内を脱し、回復に向かう時期については、前述のとおり海外経済の減速した状態が強まっていることなどを受けて、従来の想定よりも後ずれする見込みである。今回の見通しでは、こうした回復時期の後ずれを織り込んだことにより、2012年度の成長率は、7月の中間評価時点の見通しと比べると、下振れしている。2013年度の見通しについても、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の影響を除いて考えると、幾分下振れとなる。

以上の見通しについて、企業・家計の部門別にやや詳しく述べると、以下の通りである。

企業部門について、輸出は、欧州向けや中国向けを中心に、当面弱めに推移するとみられるが、中国での景気刺激策の効果発現などから、海外経

⁷ 消費税率の引き上げは、経済に対して、主として税率の引き上げ前後の駆け込み需要の発生とその反動（異時点間の代替効果）を通じて、影響を及ぼすと考えられる。物価上昇に伴う実質所得の低下を通じた影響も考えられるが、やや長い目でみて家計はわが国の厳しい財政事情を踏まえ、将来の消費税率引き上げをある程度織り込んで行動しているとみられることを勘案すると、その影響は所得の減少から機械的に計算されるほどには大きくならないと予想される。以上を踏まえて、今回の消費税率引き上げが実質GDPに及ぼす影響について定量的に試算すると、2013年度の成長率を0.3%ポイント程度押し上げる一方、2014年度の成長率を0.7%ポイント程度押し下げると見込まれる。なお、今回の引き上げにおいては、自動車や住宅に関する激変緩和措置の取扱いなどの詳細が現時点で固まっていないこともあり、経済への影響は不確実性が大きく、上記の試算も相当な幅をもってみる必要がある。

済が次第に減速局面から脱していくにつれて、緩やかに持ち直しに転じていくと考えられる。この間、国内需要は、広い意味での復興関連需要と緩和的な金融環境に支えられ、全体としてみれば底堅さを維持すると考えられる。すなわち、公共投資は増加を続けるとみられるほか、企業の業務継続・防災意識の高まりや、再生可能エネルギー関連への経営資源投入の動きなどを背景に、防災・エネルギー関連といった循環的な要素に左右され、難しい設備投資は、堅調に推移すると見込まれる。このように国内需要が全体としてみれば底堅さを維持するもとの、前述のとおり海外需要が次第に回復していくため、企業収益の改善基調は徐々に明確化していくと予想される。こうしたもとの、設備投資は、当面、製造業を中心に輸出・鉱工業生産の弱さから幾分弱めの動きとなると予想されるものの、全体としてみれば、見通し期間を通じて緩やかな増加基調を維持するとみられる。

次に、家計部門について、雇用・所得環境をみると、労働需給は、底堅い内需に支えられ総じてみれば改善基調を続けるとみられるものの、当面は、輸出・鉱工業生産の弱さが、所定外労働時間や新規求人の減少等を通じて、労働需給を緩和させる方向に働くと考えられる。また、一人当たり賃金についても、震災の影響を受けた前年度の厳しい企業業績が、今冬の特別給与の下押し要因になるとみられる。このため、雇用者所得は、当面、横ばい圏内で推移する可能性が高い。こうした中であっても、個人消費は、雇用者所得の影響を受け難い高齢者消費を中心に、潜在需要を掘り起こす企業の取り組みなどにも支えられ、総じてみれば底堅く推移すると予想される。ただし、当面は、エコカー補助金の押し上げ効果が剥落するうえ、これまでの高い伸びを支えてきた震災後のペントアップ需要も減衰していくため、消費の増勢は本年前半に比べれば鈍化するとみられる。その後は、前述のとおり海外経済の改善を反映して輸出や鉱工業生産も持ち直しに転

じてくるため、雇用・所得環境はラグを伴いつつも改善基調が次第に明確になり、このことが個人消費を下支えしていくとみられる。この間、住宅投資については、復興需要や低金利などを背景に、見通し期間を通じて、緩やかに増加していく可能性が高い。

(2) 物価情勢

日本銀行は、中長期的に持続可能な物価の安定と整合的と判断する物価上昇率を、「中長期的な物価安定の目途」として数値で示している。具体的に「中長期的な物価安定の目途」については、消費者物価の前年比上昇率で2%以下のプラスの領域にあると判断しており、当面は1%を目途としている。こうした「中長期的な物価安定の目途」を踏まえつつ、物価の動向を点検する。

消費者物価（除く生鮮食品、以下同じ）の前年比の推移をやや長い目で振り返ると、2009年8月に過去最大の下落幅（-2.4%）となった後、労働や設備の稼働状況、すなわちマクロ的な需給バランスが緩やかな改善傾向を続ける中、2009年末頃から下落幅は着実に縮小を続けており、最近では概ねゼロ%となっている。このように、消費者物価の上昇率とマクロ的な需給バランスの間には、やや長い目でみれば、緩やかな正の相関関係が存在する。

先行きの物価を巡る環境を展望すると、マクロ的な需給バランスは、前述の景気展開を反映して、当面横ばい圏内で推移するものの、その後は、消費税率引き上げの影響による振れを伴いつつも、緩やかな改善基調を続けると考えられる。中長期的な予想物価上昇率については、市場参加者やエコノミストの見方は振れを均してみれば概ね1%程度で安定的に推移しているほか、家計の見方にも大きな変化はみられず、見通し期間においても安定的に推移すると想定できる。国際商品市況については、このところ

地政学リスクの高まりや天候要因などから原油や穀物の価格が強含んでいるものの、当面は、海外経済の減速を反映して、均してみれば横ばい圏内で推移すると想定される。その後は、新興国の経済成長に伴う食料・エネルギーの需要拡大などを背景に、基調的には緩やかな上昇傾向をたどると想定される。

以上の環境を前提に、消費税率引き上げの直接的な影響を除いて物価情勢の先行きを展望すると⁸、国内企業物価は、当面、国際商品市況が弱含みで推移することを反映して、前年比で下落するものの、2013年度以降は、国際商品市況の緩やかな上昇や、マクロ的な需給バランスの改善を反映して、緩やかな上昇基調に復していくと見込まれる。消費者物価の前年比は、当面ゼロ%近傍で推移した後、マクロ的な需給バランスの改善などを反映して、徐々に緩やかな上昇に転じ、2014年度には当面の「中長期的な物価安定の目途」である1%に着実に近づいていくとみられる。

今回の消費者物価の見通しを、7月の中間評価時点と比較すると、景気の見通しが下方修正されていることを反映して、マクロ的な需給バランスの改善が遅れるうえ、原油価格下振れの影響もあって、2012年度、2013年度ともに幾分下振れしている。

マクロ的な需給バランスの改善にこれまで時間を要してきた背景には、循環的な要因と構造的な要因の双方が作用していると考えられる。循環的な要因としては、リーマン・ショックによる景気の落ち込みがきわめて大きかったため、マクロ的な需給バランスは現在なお改善途上にあることが挙げられる。このため、先行き潜在成長率を上回る成長が続くもとでも、マクロ的な需給バランスが概ねバランスした状態に達し、マクロの需給面

⁸ 消費税率の引き上げが物価に及ぼす影響について、税率の引き上げ分が現行の課税品目すべてにフル転嫁されると仮定して試算すると、2014年度の国内企業物価は2.9%ポイント、同年度の消費者物価は2.0%ポイント押し上げられる。

から物価を押し上げる力がある程度明確になってくるのは、見通し期間の後半以降になると予想される。また、構造的な要因としては、経済成長率が趨勢的に低下してきたことが挙げられる。すなわち、急速な少子高齢化やグローバル化の進展に対して、成長力を強化する取り組みや社会保障制度の持続可能性を高める見直しが十分に進まなかったことが、企業や家計の中長期的な成長期待に悪影響を及ぼし、支出行動が慎重化している。このような慢性的な需要不足により、需給バランスの改善がなかなか進んでいないことが、物価の下落要因として作用してきたと考えられる。先行きは、成長力強化への取り組みの成果が徐々にあがり、家計や企業の成長期待も緩やかながら高まっていくもとので、こうした物価の下落圧力は次第に弱まっていくと想定している。

5. 上振れ要因・下振れ要因

(1) 経済情勢

以上は、現時点で相対的に蓋然性が高いと判断される見通し（中心的な見通し）である。こうした見通しに対する上振れまたは下振れ要因としては、以下のような点に注意する必要がある。

第1に、国際金融資本市場と海外経済の動向である。欧州債務問題については、欧州当局が様々な施策を講じてきたこともあり、金融システム面の不安から国際金融資本市場が動揺し世界経済が大きく下振れるテイル・リスクはやや後退したが、この問題の解決にはなお多くの課題が残されている。ECBによる大量の流動性供給や新たな国債買入れプログラムの導入により市場の安定が保たれている間に、各国の財政・金融システム・経済構造改革や、欧州の財政・金融両面での統合が想定以上に進展すれば、市場からの信認が強化され、世界経済の上振れ要因となる可能性がある。一方、それらの取り組みに対する懸念が再燃した場合には、国際金融資本

市場における緊張が再び高まることを通じて、世界経済ひいてはわが国経済の下振れ要因となり得る。

以上の国際金融資本市場を通じるルートのほかにも、海外経済にはなお様々なリスクがあり、とりわけ、大きな落ち込みは回避できたとしても、減速がさらに長期化するリスクには注意が必要である。米欧等の先進国については、2000年代半ばにかけての信用バブルの発生とその後の崩壊により過剰債務を抱えた経済主体は、債務を適正水準に戻すまで、慎重な投資・支出スタンスを維持する可能性が高い。こうしたもとで、上振れ方向のショックが発生しても経済が加速し難い一方で、下振れ方向のショックに対しては脆弱な状況が続くと考えられる。新興国については、先進国よりも潜在的な成長力は高いものの、貿易や金融市場のルートなどを通じて、先進国のバランスシート調整の影響を受けるとみられるほか、中国をはじめこれまで高成長を続けてきた幾つかの国では、持続可能な成長経路への移行に向けて、様々な構造問題に直面していることにも留意する必要がある。

地域別にリスク要因を詳しくみると、米国経済では、住宅市場に持ち直しの動きがみられる中、家計のバランスシート調整は、徐々に進捗してきているとはいえ、なお根強く残っている。そうしたもとで、欧州債務問題の悪影響に加えて、「財政の崖」の問題など財政政策の不確実性も意識されていることが、景気の抑制要因として強く働くリスクがある。一方、「財政の崖」の問題の解決により、財政政策の不確実性が軽減した場合には、企業や家計のマインドの改善等を通じて、景気が上振れる可能性がある。欧州経済については、ドイツなどコア国の景気が輸出主導で上振れる可能性がある一方、周縁国における債務問題の悪影響がコア国へと一段と波及し、景気後退が想定以上に長引くリスクもある。新興国・資源国については、持続的な成長経路に移行するタイミングや中長期的な潜在成長率を巡

って、なお不透明感が強い。とくに、中国経済については、欧州向けの輸出比率が高いなど、欧州債務問題の影響を受けやすい状況にあるだけに、過剰設備を抱える素材業種を中心に、需給バランスの改善に時間がかかるリスクがある。また、金融・財政両面での景気刺激策を受けて、インフラ投資など内需の一部には改善の兆しもみられるが、これらの政策効果の大きさを巡ってはなお不確実性が大きい。長い目でみると、中国経済は、輸出・固定資産投資中心の経済構造から消費に軸足を移しつつ、過剰設備の問題を克服することを通じて、従来の高度成長から持続可能な安定成長への移行を順調に進められるかどうか注視していく必要がある。また、日中両国は国際的なサプライチェーンを含め相互依存関係が強いだけに、最近の両国間の関係は日中双方に影響を与える可能性があり、この点、わが国経済について言えば、貿易や投資活動、来日観光客数などへの影響を通じた下押しリスクにも注視する必要がある。

第2に、企業や家計の中長期的な成長期待に関する不確実性がある。中心的な見通しでは、成長力強化への取り組みが徐々に実を結び、企業や家計の中長期的な成長期待も見通し期間終盤にかけて緩やかながら上昇していくと想定しているが、今後の展開によっては上下双方向に変化する可能性がある。例えば、グローバル需要の取り込みや内外における立地の最適化が企業の重要な課題であることを踏まえると、今後も海外での生産や業務の拡大が見込まれるが、それに代わる新たな国内生産活動が生まれてこない場合は、企業や家計の中長期的な成長期待が低下する可能性がある。電力需給を巡る問題についても、電力需要期において、天候要因等によっては、生産活動への制約となる可能性があるが、こうした短期的な影響だけでなく、中長期的な成長期待の下振れにつながり得るという点に注意が必要である。他方、グローバル需要の開拓、高齢層のニーズや多様化した

内需の掘り起こし、エネルギー関連の技術やビジネスモデルの革新など、様々な分野において、日本経済の成長力強化に向けた取り組みの成果が大きく実を結べば、中長期的な成長期待が上振れることも考えられる。

第3に、消費税率引き上げの影響に関する不確実性がある。今回の中心的な見通しでは、内外の過去の事例も参考に、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその反動の規模を見積もっているが、これは前述した成長期待の動向や消費税以外の制度変更によって変化し得る。また、消費税率の引き上げにより、人々の財政や社会保障制度に関する将来不安が軽減されれば、経済にプラス方向に作用する可能性もある一方、実質購買力の低下により、人々の節約志向が一段と強まる場合には、消費が想定以上に下押しされる可能性もある。

第4に、わが国の財政の持続可能性を巡る様々な問題がある。すなわち、財政の持続可能性に対する信認が低下するような場合には、人々の税負担等に関する将来不安の強まりから、経済の下振れにつながるおそれがある。他方、中長期的な財政再建の道筋が明らかになり、また、社会保障制度の維持可能性が高まれば、人々の将来不安は軽減され、経済に好影響が及ぶと考えられる。なお、金融市場のグローバル化が進展している現状を踏まえると、多くの先進国で公的債務残高への懸念が生じている中で、わが国の財政運営に対する市場の監視も厳しくなってきたとみられる。そうしたもとで、財政再建に向けた取り組みが徐々に進みつつあるとはいえ、これが不十分であると市場参加者の多くが評価した場合は、長期金利の上昇を招き、金融機関の経営ひいては日本経済全体に悪影響が及ぶと考えられる。

(2) 物価情勢

物価情勢の先行きについても、上下両方向の不確実性がある。まず、景

気について、前述のような上振れ、下振れ要因が顕現化した場合、物価にも相応の影響が及ぶとみられる。

また、物価に固有の要因としては、第1に、マクロ的な需給バランスに対する物価の感応度に不確実性がある。近年、経済のグローバル化の進展や規制緩和などを背景に企業間の価格競争が激化するもとの、マクロ的な需給バランスに対する物価の感応度が低くなっているという傾向が、多くの先進国でみられている。わが国においても、2000年代中頃には、マクロ的な需給バランスの改善にもかかわらず、物価の上昇率がなかなか高まらない局面がみられた。一方、最近では、中国からの安値輸入品の増加が目立っていないほか、企業が製品やサービスの差別化の動きを強めているなど、需給バランスに対する物価の感応度を回復させる方向に働く要因も見受けられる。中心的な見通しでは、こうした最近の変化も踏まえ、消費者物価の前年比は、マクロ的な需給バランスの改善を反映して緩やかに上昇していくと想定しているが、物価の需給バランスに対する感応度については、大きな不確実性があるだけに、企業が景気の改善に伴い、想定通り価格を引き上げていくかどうか十分な注意が必要である。

第2に、企業や家計の中長期的な予想物価上昇率の動向が挙げられる。前述のとおり、企業や家計の中長期的な予想物価上昇率はこれまでのところ概ね安定的に推移しているが、企業や家計が足もとや過去の物価の動きなどから物価はなかなか上昇しないという予想を強めた場合、実際の物価にも、賃金とともに下方圧力がかかる可能性などが考えられる。他方、成長力強化への取り組みが進み、潜在需要が顕在化するかたちで企業の中長期的な成長期待が想定以上に高まっていけば、企業や家計の中長期的な予想物価上昇率が高まり、物価は上振れる可能性がある。

第3に、輸入物価の動向である。原油については、地政学リスク等を背

景に、大きく変動する可能性があるほか、穀物の価格動向についても、天候要因次第で上下両方向に不確実性がある。また、為替相場の変動も、実体経済を通じる間接的な波及経路のほか、輸入物価を通じるより直接的な経路を通じて、消費者物価に変化をもたらし得る。

6. 金融政策運営

以上の経済・物価情勢について、「中長期的な物価安定の目途」を念頭に置いたうえで、2つの「柱」による点検を行い、先行きの金融政策運営の考え方を整理する。

まず、第1の柱、すなわち先行き2014年度までの経済・物価情勢について、相対的に蓋然性が高いと判断される中心的な見通しについて点検する。前述のとおり、わが国経済は、当面横ばい圏内の動きにとどまるとみられるが、国内需要が全体としてみれば底堅さを維持し、海外経済が減速した状態から次第に脱していくにつれて、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。消費税率引き上げの直接的な影響を除いた消費者物価の前年比は、当面ゼロ%近傍で推移した後、マクロ的な需給バランスの改善などを反映して、徐々に緩やかな上昇に転じ、2014年度には、当面の「中長期的な物価安定の目途」である1%に着実に近づいていくとみられる。こうした経済・物価見通しを総合的に評価すると、やや長い目でみれば、日本経済は、物価安定のもとでの持続的成長経路に復していくと考えられる。

次に、第2の柱、すなわち、より長期的な視点も踏まえつつ、金融政策運営の観点から重視すべきリスクを点検する。景気面では、欧州債務問題に端を発するテイル・リスクはやや後退しているが、国際金融資本市場や海外経済を巡り、なお大きな不確実性があり、重要な下振れリスクである。この間、中長期的な成長期待については、成長力強化への取り組みの成果次第では、上振れ・下振れ双方向の可能性もある。また、消費税率引き上

げの経済への影響については、内外の過去の事例を踏まえると、不確実性が高い。財政の持続可能性確保へ向けた取り組みも、経済動向に大きな影響を及ぼし得る。物価面では、マクロ的な需給バランスに対する物価の感応度や中長期的な予想物価上昇率、国際商品市況の動向などを、注視する必要がある。やや長い目でみて、発生確率は必ずしも大きくないものの、発生した場合には経済・物価に大きな影響を与える可能性があるリスク要因という観点から、金融面の不均衡について点検すると、わが国の金融機関による企業・家計への総与信は、実体経済活動との対比でみて、長期的なトレンドの近傍で推移しているなど、現時点では、期待の強気化に起因した不均衡は観察されない。もともと、政府債務残高が累増している中で、金融機関の貸出は伸び悩む一方、国債保有は顕著な増加傾向にある。このため、何らかのきっかけで、長期金利が上昇した場合、金融機関の経営、ひいては日本経済全体に大きな影響を与える可能性がある点に留意しておく必要がある。こうした観点からは、中長期的な財政の持続可能性をしっかりと確保していくとともに、金融政策の運営に対する信認を維持していくことが重要である⁹。

先行きの金融政策運営については、前述の2つの柱による点検を踏まえ、わが国経済のデフレ脱却と物価安定のもとでの持続的成長経路への復帰に向けて、強力な金融緩和の推進と成長基盤強化および金融機関の貸出増加の支援を通じて、適切な政策運営に努めていく。

すなわち、第1に、日本銀行は、当面の「中長期的な物価安定の目途」である消費者物価の前年比上昇率1%を目指して、それが見通せるようになるまで、実質的なゼロ金利政策と金融資産の買入れ等の措置により、強力に金融緩和を推進していく方針である。資産買入等の基金の運営につい

⁹ 金融的な不均衡という観点から金融システムの状況を点検した結果について、詳しくは「金融システムレポート」（日本銀行2012年10月）を参照。

ては、2013 年末の 91 兆円程度に向けて、着実に金融資産を積み上げていくことにより、間断なく金融緩和を進めていく。こうした強力な金融緩和の推進に当たり、日本銀行は、金融面での不均衡の蓄積を含めたリスク要因を点検し、経済の持続的な成長を確保する観点から問題が生じていないかどうかを引き続き確認していく。

第 2 に、日本銀行としては、強力な金融緩和の推進と併せて、企業や家計が緩和的な金融環境を積極的に活用して、前向きな投資・支出活動を行うよう後押ししていくとともに、わが国経済の成長基盤強化に、中央銀行の立場から引き続き取り組んでいく。わが国経済は、現在、急速な高齢化のもとで、趨勢的な成長率の低下という長期的・構造的な課題に直面している。こうした課題を克服し、新たな経済成長の基礎を築いていくためには、民間企業が付加価値の創造力を高め、外需の取り込みや内需の掘り起こしを進める必要がある。また、このような企業の前向きな活動を支えていくために、政府が規制面などにおいて環境整備に努めることや、民間金融機関が金融仲介機能を十分に発揮し、企業に対し貸出面から緩和的な金融環境の活用を促していくことが、不可欠である。さらに、政府債務が対 GDP 比でみて先進国中最大となっているもとで、前述のとおり、中長期的な財政の持続可能性をしっかりと確保していくことも必要である。このように、民間企業、金融機関、政府、日本銀行がそれぞれの役割に即して取り組みを続けていくことが、重要である。

日本銀行としては、引き続き適切な金融政策運営に努めるとともに、国際金融資本市場の状況を十分注視し、わが国の金融システムの安定確保に万全を期していく方針である。

以 上

(参考) ▽2012～2014 年度の政策委員の大勢見通し

——対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2012 年度	+1.4～+1.6 <+1.5>	-1.2～-0.9 <-1.1>	-0.1～-0.1 <-0.1>
7月時点の見通し	+2.2～+2.4 <+2.2>	-0.3～ 0.0 <-0.2>	+0.1～+0.3 <+0.2>
2013 年度	+1.3～+1.8 <+1.6>	+0.1～+0.7 <+0.5>	+0.2～+0.6 <+0.4>
7月時点の見通し	+1.6～+1.8 <+1.7>	+0.6～+0.8 <+0.6>	+0.5～+0.7 <+0.7>
2014 年度	+0.2～+0.7 <+0.6>	+3.7～+4.4 <+4.2>	+2.4～+3.0 <+2.8>
消費税率引き上げの影響を除くケース		+0.8～+1.5 <+1.3>	+0.4～+1.0 <+0.8>

(注1) 「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注2) 各政策委員は、政策金利について市場金利に織り込まれたとみられる市場参加者の予想を参考にしつつ、上記の見通しを作成している。

(注3) 今回の見通しでは、消費税率が2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げられることを織り込んでいるが、国内企業物価と消費者物価の見通しについて、各政策委員は消費税率引き上げの直接的な影響を除いたベースの計数を作成している。

(注4) 消費税率引き上げの直接的な影響を含む2014年度の国内企業物価と消費者物価の見通しは、税率引き上げが現行の課税品目すべてにフル転嫁されることを前提に、物価の押し上げ寄与を機械的に計算したうえで(国内企業物価:2.9%ポイント、消費者物価:2.0%ポイント)、これを上記の政策委員の見通しに足し上げたものである。

(注5) 消費者物価指数の参考指数として、連鎖基準指数が公表されている。連鎖基準指数ベースでみた前年比は、見通し期間後半にかけて、通常の固定基準年指数に基づく今回の消費者物価見通しに比べて、若干低くなっている可能性がある。

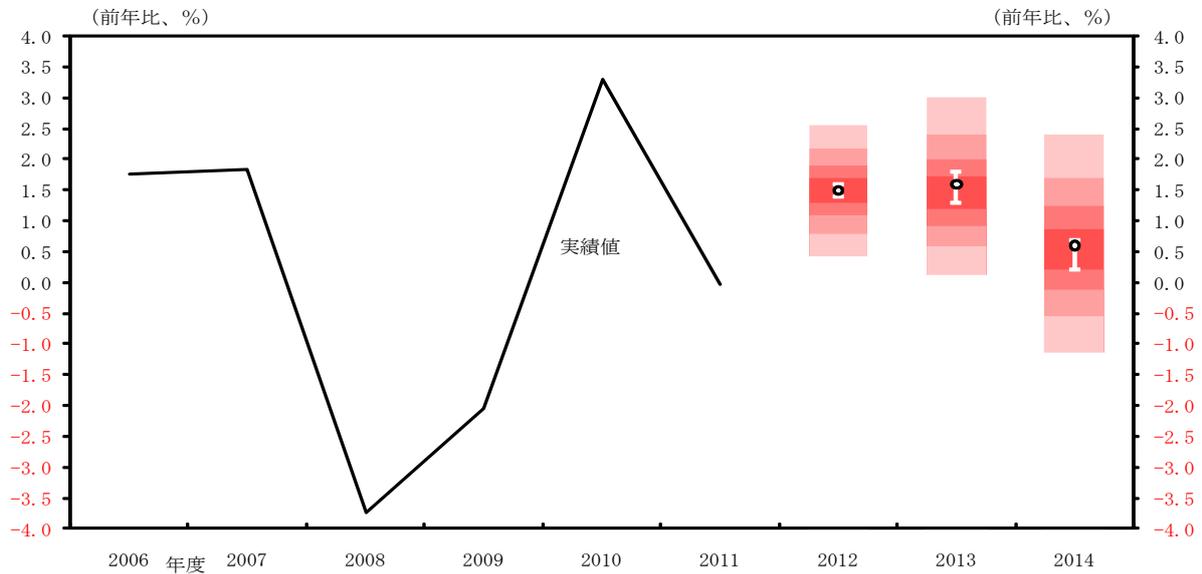
(注6) 政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

——対前年度比、%。

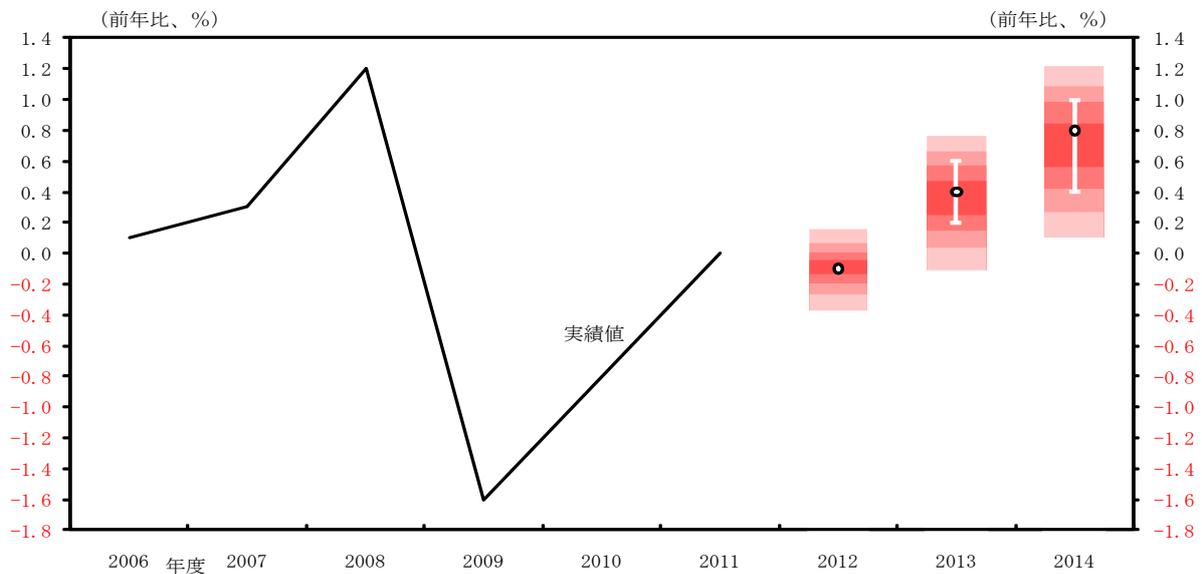
	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2012 年度	+1.2～+1.7	-1.3～-0.8	-0.1～ 0.0
7月時点の見通し	+2.1～+2.4	-0.5～ 0.0	+0.1～+0.4
2013 年度	+1.0～+1.8	-0.2～+0.8	-0.1～+0.6
7月時点の見通し	+1.5～+1.8	+0.5～+1.0	+0.4～+0.8
2014 年度	+0.1～+0.8	+3.3～+4.5	+2.2～+3.0
消費税率引き上げの影響を除くケース		+0.4～+1.6	+0.2～+1.0

▽政策委員の見通し分布チャート

(1) 実質GDP



(2) 消費者物価指数 (除く生鮮食品)



(注1) 上記の見通し分布は、各政策委員の示した確率分布の集計値（リスク・バランス・チャート）について、①上位10%と下位10%を控除したうえで、②下記の分類に従って色分けしたもの。なお、リスク・バランス・チャートの作成手順については、2008年4月の「経済・物価情勢の展望」BOXを参照。

上位40%～下位40%	上位30%～40% 下位30%～40%	上位20%～30% 下位20%～30%	上位10%～20% 下位10%～20%
-------------	------------------------	------------------------	------------------------

(注2) 棒グラフ内の○は政策委員の見通しの中央値を表す。また、縦線は政策委員の大勢見通しを表す。

(注3) 消費者物価指数 (除く生鮮食品) は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いたベース。

(24年10月30日決定)

「デフレ脱却に向けた取組について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙の別紙3のとおり対外公表すること。

(24年10月30日決定)

「金融緩和の強化について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2012年10月30日

日 本 銀 行

金融緩和の強化について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融緩和を一段と強力に推進する観点から、以下の決定を行った。

(1) 資産買入等の基金の増額（全員一致）

長めの金利やリスク・プレミアムへのさらなる働きかけを通じて、企業や家計等の金融環境をより緩和的にするため、資産買入等の基金を80兆円程度から91兆円程度に11兆円程度増額する。増額分の買入対象資産ごとの内訳は、以下の通りとし、2013年12月末までに増額を完了する^(注)（基金の全体像は別紙1）。

長期国債：5兆円程度

国庫短期証券：5兆円程度

CP等：0.1兆円程度

^(注) ただし、指数連動型上場投資信託、不動産投資信託については、日本銀行法上の認可取得を条件とする。

社債等 : 0.3 兆円程度

指数連動型上場投資信託 : 0.5 兆円程度

不動産投資信託 : 0.01 兆円程度

(2) 貸出増加を支援するための資金供給の枠組みの創設 (全員一致)

金融機関の一段と積極的な行動と企業や家計の前向きな資金需要の増加を促す観点から、金融機関の貸出増加額について、希望に応じてその全額を低利・長期で資金供給する。資金供給の総額の上限は設定せず、無制限とする。議長は、執行部に対し、この新たな資金供給の枠組みについて具体的な検討を行い、改めて金融政策決定会合に報告するよう指示した (骨子素案は別紙2)。

2. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針については、「無担保コールレート (オーバーナイト物) を、0~0.1%程度で推移するよう促す」ことを決定した (全員一致)。
3. 海外経済は、減速した状態が強まっている。国際金融資本市場では、欧州債務問題を背景とする投資家のリスク回避姿勢はやや後退した状態が続いているものの、今後の市場の展開には十分注意していく必要がある。こうした状況のもとで、わが国の輸出や鉱工業生産は減少し、これまで堅調に推移してきた内需にもその影響が一部及び始めている。このため、景気は弱含みとなっている。この間、消費者物価 (除く生鮮食品) の前年比は、概ねゼロ%となっている。

先行きについては、欧州債務問題の今後の展開や米国経済の回復力、新興国・資源国経済の持続的成長経路への円滑な移行の可能性、日中関係の影響の広がりなど、日本経済を巡る不確実性は引き続き大きい。金融・為替市場動向の景気・物価への影響にも、引き続き注意が必要である。
4. 以上の景気・物価情勢を踏まえ、日本経済が物価安定のもとでの持続的な成長経路に復していく軌道を踏みはずさないようにするため、日本銀行は、金融緩和を一段と強化することが適当と判断した。
5. 日本銀行は、日本経済がデフレから早期に脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰することがきわめて重要な課題であると認識している。この課題は、民間企業、金融機関等の幅広い経済主体による成長力強化の努力と金融面からの後押しがあいまって実現されていくものである。
6. 政府と日本銀行は、この課題を達成するために、それぞれの役割を果たしていく

必要がある。日本銀行は、上述の認識に立って、強力な金融緩和を推進していく。日本銀行としては、政府が「デフレからの脱却のためには、適切なマクロ経済政策運営に加え、デフレを生みやすい経済構造を変革することが不可欠である」との認識のもとで、日本経済の成長力強化の取組を強力に推進することを強く期待する。こうした両者の取組について、共有している認識を改めて明確に示すため、本日、政府とともに「デフレ脱却に向けた取組について」を公表することとした（別紙3）。このことは、それぞれが行う政策をより効果的なものとしていくと考えている。

以 上

「資産買入等の基金」の規模

	基金の残高 (9月末)	基金の規模 ()内は従来の規模			増額幅
		(12年 12月末)	(13年 6月末)	(13年 12月末)	
総額 (注1、2)	61.8 兆円程度	65 兆円程度	78 (75) 兆円程度	91 (80) 兆円程度	+ 11 兆円程度
資産の買入れ	31.1	40	53 (50)	66 (55)	+ 11
長期国債 (注3)	18.1	24.0	31.5 (29.0)	39.0 (34.0)	+ 5.0
国庫短期証券	7.4	9.5	14.5 (14.5)	19.5 (14.5)	+ 5.0
CP等	1.4	2.1	→	2.2 (2.1)	+ 0.1
社債等	2.7	2.9	→	3.2 (2.9)	+ 0.3
指数連動型上 場投資信託 (注4)	1.4	1.6	→	2.1 (1.6)	+ 0.5
不動産投資 信託 (注4)	0.10	0.12	→	0.13 (0.12)	+0.01
固定金利方式・共 通担保資金供給オ ペレーション	30.7	25.0	25.0 (25.0)	25.0 (25.0)	—

(注1) 2010年10月の導入時の基金の規模は、35兆円程度であった。

(注2) 資産買入等の基金の残高は、10月20日現在、62.7兆円となっている。

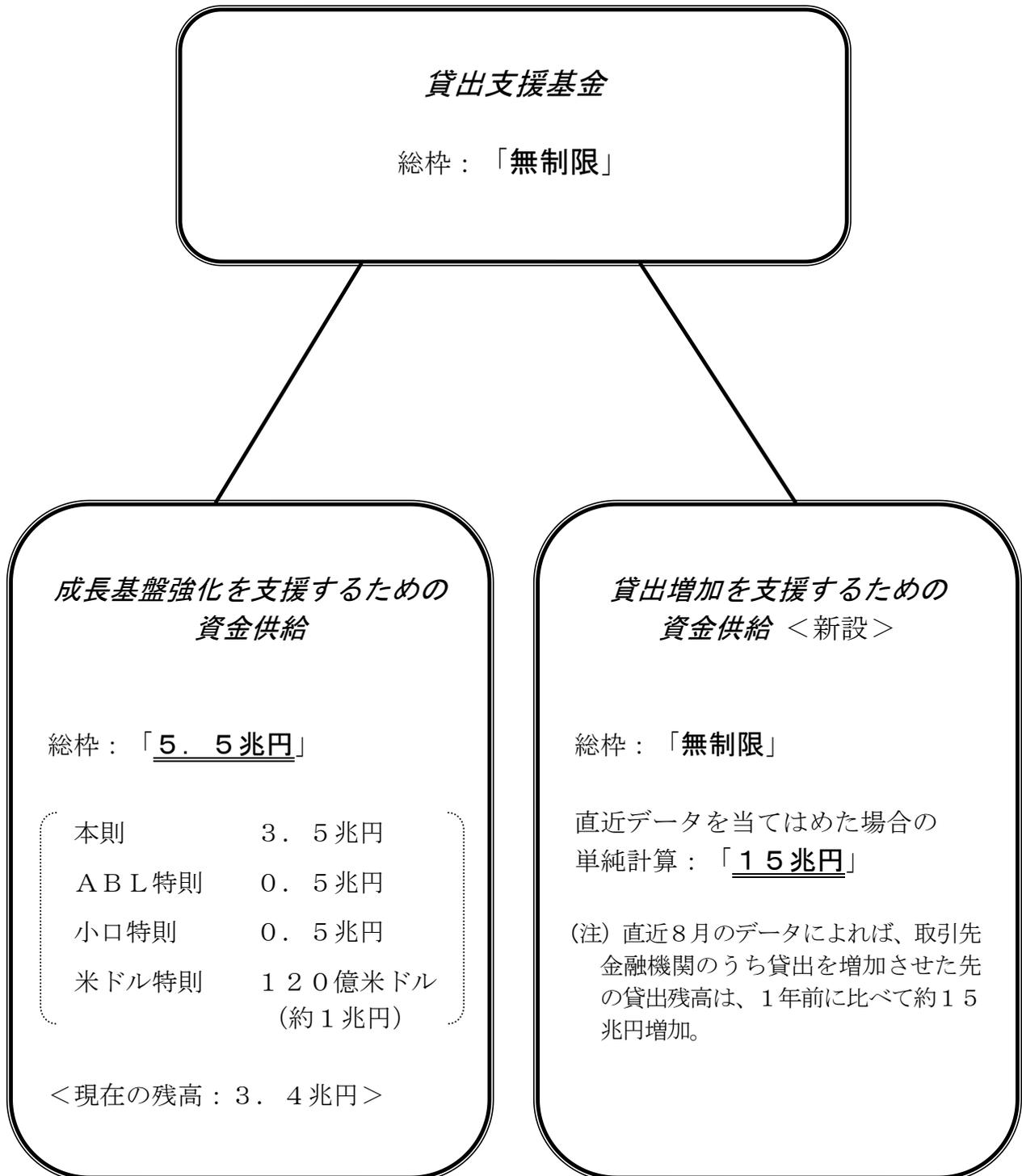
(注3) 日本銀行は、資産買入等の基金とは別に、年間21.6兆円の長期国債の買入れを行っている。

(注4) 指数連動型上場投資信託および不動産投資信託の増額については、日本銀行法上の認可取得を条件とする。

「貸出増加を支援するための資金供給」骨子

- 取引先金融機関の貸出増加額（基準時点からのネット貸出増加額）について、当該金融機関からの希望に応じて、その「全額」を日本銀行から資金供給する。
- 本措置による資金供給の総額の上限は、設定せず、「無制限」とする。
- 貸付金利は、貸付実行時の誘導目標金利（現在は0.1%とする。）による長期固定金利とする。
- 貸付期間は、各取引先の希望に応じて、1年、2年または3年とし、最長4年までロールオーバー可能とする。
- 本措置の開始後、1年程度の間、適宜の頻度で資金供給を行う。
- 資金供給の方式は、共通担保を担保とする貸付けとする。
- 対象先は、預金取扱金融機関とする。
- 貸出増加額を算出する対象与信は、対民間（金融機関向けを除く）貸出とし、円貨建て・外貨建てを含む。
- 本措置による資金供給と「成長基盤強化を支援するための資金供給」を合わせて、「貸出支援基金」とする。

(参考) 「貸出支援基金」のイメージ



(別紙3)

デフレ脱却に向けた取組について

政府及び日本銀行は、我が国経済のデフレ脱却に向けて、当面、以下のとおり取り組む。

1. 政府及び日本銀行は、我が国経済にとって、デフレから早期に脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰することが極めて重要な課題であるとの認識を共有しており、一体となってこの課題の達成に最大限の努力を行う。
2. 日本銀行としては、上記1. の課題は、幅広い経済主体による成長力強化の努力と金融面からの後押しがあいまって実現されていくものであると認識しており、政府が成長力強化の取組を強力に推進することを強く期待する。

日本銀行としては、「中長期的な物価安定の目途」を消費者物価の前年比上昇率で2%以下のプラスの領域にあると判断しており、当面、消費者物価の前年比上昇率1%を目指して、それが見通せるようになるまで、実質的なゼロ金利政策と金融資産の買入れ等の措置により、強力に金融緩和を推進していく。その際、金融面での不均衡の蓄積を含めたリスク要因を点検し、経済の持続的な成長を確保する観点から、問題が生じていないかどうかを確認していく。

日本銀行は、『経済・物価情勢の展望』（平成24年10月30日）において消費者物価の見通しを公表した。日本銀行としては、引き続き「1%」を目指して、強力に金融緩和を推進していく。今後の物価動向については、「デフレ脱却等経済状況検討会議」において定期的に報告する。

また、日本銀行は、金融政策運営の考え方を市場にわかりやすく説明していく努力を続ける。

3. 政府は、日本銀行に対して、上記2. の方針にしたがってデフレ脱却が確実となるまで強力な金融緩和を継続することを強く期待する。

政府は、デフレからの脱却のためには、適切なマクロ経済政策運営に加え、デフレを生みやすい経済構造を変革することが不可欠であると認識している。このため、政府としては、足下の景気下押しリスクに対応し経済活性化に向けた取組を加速すべく、平成24年10月17日の内閣総理大臣指示に基づき、経済対策を速やかに取りまとめる。また、政府は、「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）に基づき、平成25年度までを念頭に、「モノ」「人」「お金」をダイナミックに動かすため、規制・制度改革、予算・財政投融资、税制など最適な政策手段を動員する。

デフレ状況を含めた経済状況及び経済運営については、「デフレ脱却等経済状況検討会議」において、定期的に点検を行う。

平成24年10月30日

日本銀行総裁

白川 方明

内閣府特命担当大臣

(経済財政政策担当)

前原 誠司

財務大臣

城島 光力

(24年11月20日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(24年11月20日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2012年11月20日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致)。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

2. 海外経済は、減速した状態が続いている。国際金融資本市場では、欧州債務問題を背景とする投資家のリスク回避姿勢はやや後退した状態が続いているものの、今後の市場の展開には十分注意していく必要がある。

- 3．わが国の景気は、弱含みとなっている。輸出や鉱工業生産は、上述の海外経済の状況などから、減少している。設備投資は、緩やかな増加基調にあるものの、海外経済減速の影響などから製造業に弱めの動きがみられている。個人消費は、底堅さを維持しているが、足もとでは、乗用車購入において需要刺激策の一部終了に伴う反動減がみられている。この間、公共投資は増加を続けており、住宅投資も持ち直し傾向にある。わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、概ねゼロ%となっている。
- 4．先行きのわが国経済についてみると、当面弱めに推移するとみられるが、国内需要が全体としてみれば底堅さを維持し、海外経済が減速した状態から次第に脱していくにつれて、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。消費者物価の前年比は、当面、ゼロ%近傍で推移するとみられる。
- 5．リスク要因をみると、欧州債務問題の今後の展開や米国経済の回復力、新興国・資源国経済の持続的成長経路への円滑な移行の可能性、日中関係の影響の広がりなど、日本経済を巡る不確実性は引き続き大きい。金融・為替市場動向の景気・物価への影響にも、引き続き注意が必要である。
- 6．日本銀行は、日本経済がデフレから早期に脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰することがきわめて重要な課題であると認識している。この課題は、幅広い経済主体による成長力強化の努力と金融面からの後押しがあいまって実現されていくものである。こうした認識のもとで、日本銀行は、金融機関による成長基盤強化の取り組みおよび貸出の増加を支援するとともに、実質的なゼロ金利政策と資産買入等の基金の着実な積み上げを通じて、強力な金融緩和を間断なく推進していく。日本銀行としては、引き続き適切な金融政策運営に努めるとともに、国際金融資本市場の状況を十分注視し、わが国の金融システムの安定確保に万全を期していく方針である。

以 上

(24年12月20日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(24年12月20日決定)

「金融緩和の強化について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2012年12月20日

日 本 銀 行

金融緩和の強化について

1. 日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合において、金融緩和を一段と強力に推進する観点から、以下の決定等を行った^(注)。この結果、「資産買入等の基金」と「貸出支援基金」を合わせて、今後1年余の間に50兆円超の資金供給を新たに行うことになり、その残高は120兆円超となる(別紙1)。また、次回の会合において、日本銀行が金融政策運営に当たり目指す中長期的な物価の安定について、検討を行うこととした。

(注) これらとは別に、石田委員より、補完当座預金制度における適用利率をゼロ%とする議案が提出され、反対多数で否決された(賛成:石田委員、反対:白川委員、山口委員、西村委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、佐藤委員、木内委員)。

(1) 「資産買入等の基金」の増額決定(全員一致)

「資産買入等の基金」を91兆円程度から101兆円程度に10兆円程度増額する。基金増額の対象については、別紙2のとおり、短期国債を5兆円程度、長期国債を5兆円程度とする。「資産買入等の基金」を通じた今後1年間の追加的な資産買入れ額は、既に決定したものと合わせ、36兆円程度となる。このほかに、日本銀行は、年間21.6兆円の長期国債の買入れを行っている。

(2) 「貸出増加を支援するための資金供給」の詳細決定(全員一致)

「貸出増加を支援するための資金供給」は、金融機関の貸出増加額について、希望に応じてその全額を低利・長期で無制限に資金供給するものである。その詳細について、実施期間を2014年3月末までの15か月間とすることなど、別紙3のとおり決定した。「貸出増加を支援するための資金供給」による供給額は、様々な要素に依存するが、最近の貸出実績を前提にすると、15兆円を上回ると想定できる。

(3) 物価安定についての考え方に関する議長指示

日本銀行は、「中長期的な物価安定の目途」について、原則としてほぼ1年ごとに点検していくこととしている。次回金融政策決定会合において、金融政策運営に当たり目指す中長期的な物価の安定について検討を行うこととし、議長は、必要な論点を整理し、次回の会合で報告するよう、執行部に指示した。

2. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針については、「無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す」ことを決定した(全員一致)。

3. 海外経済は、減速した状態が続いている。国際金融資本市場では、欧州債務問題を背景とする投資家のリスク回避姿勢はこのところ後退しているものの、今後の市場の展開には十分注意していく必要がある。こうした状況のもとで、わが国の輸出や鉱工業生産は減少し、設備投資などの内需にもその影響が及んできている。企業の業況感は、製造業を中心に慎重化している。以上を背景に、日本経済は、一段と弱含んでおり、当面そうした動きが続くとみられる。消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、当面、ゼロ%近傍で推移するとみられる。

4. リスク要因をみると、欧州債務問題の今後の展開や米国経済の回復力、新興国・資源国経済の持続的成長経路への円滑な移行の可能性、日中関係の影響など、日本経済

を巡る不確実性は引き続き大きい。金融・為替市場動向の景気・物価への影響にも、引き続き注意が必要である。

5．以上の景気・物価情勢を踏まえ、日本経済が物価安定のもとでの持続的な成長経路に復していく軌道を踏みはずさないようにするため、日本銀行は、金融緩和を一段と強化することが適当と判断した。

6．日本銀行は、日本経済がデフレから早期に脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰することがきわめて重要な課題であると認識している。この課題は、幅広い経済主体による成長力強化の努力と金融面からの後押しがあいまって実現されていくものである。こうした認識のもとで、日本銀行は、金融機関による成長基盤強化の取り組みおよび貸出の増加を支援するとともに、実質的なゼロ金利政策と資産買入等の基金の着実な積み上げを通じて、強力な金融緩和を間断なく推進していく。日本銀行としては、引き続き適切な金融政策運営に努めるとともに、国際金融資本市場の状況を十分注視し、わが国の金融システムの安定確保に万全を期していく方針である。

以　上

各基金の規模と今後の追加資金供給

		本年末の 残高	今後1年余りに おける追加資金供給	基金の規模 (完了時期)
資産買入等の基金		65兆円程度	 36兆円程度	101兆円程度 ^(注1) (2013年12月末)
貸出支援基金	成長基盤強化 支援資金供給	3.5兆円程度		5.5兆円 (2014年3月末) ^(注2)
	貸出増加支援 資金供給		 15兆円超 ^(注3)	無制限 <15兆円超> (2014年3月末) ^(注4)
合計		68.5兆円程度	 <u>50兆円超</u>	<u>120兆円超</u>

(注1) 2010年10月の導入時の「資産買入等の基金」の規模は、35兆円程度であった。

(注2) 2014年3月末を受付期限として、資金供給を実施。

(注3) 本措置による資金供給額は、貸出の増加に向けた金融機関の今後の取り組みや企業の資金需要など様々な要素に依存するが、最近の貸出実績を前提にすると、15兆円を上回ると想定できる。

(注4) 2014年3月末までの貸出増加額を対象に、資金供給を実施。

「資産買入等の基金」の規模

	基金の残高 (12年11月末)	基金の規模 ()内は従来の規模			増額幅
		(12年 12月末)	(13年 6月末)	(13年 12月末)	
(積み上げ完了 の目途)					(13年 12月末)
総額(注1)	64.6 兆円程度	65 兆円程度	85.5 (78) 兆円程度	101 (91) 兆円程度	+ 10 兆円程度
資産の買入れ	37.6	40	60.5 (53)	76 (66)	+ 10.0
長期国債(注2)	22.1	24.0	34.0 (31.5)	44.0 (39.0)	+ 5.0
国庫短期証券	9.0	9.5	19.5 (14.5)	24.5 (19.5)	+ 5.0
C P等	1.9	2.1		2.2	
社債等	3.0	2.9		3.2	
指数連動型上 場投資信託	1.5	1.6		2.1	
不動産投資 信託	0.11	0.12		0.13	
固定金利方式・共通 担保資金供給オペ レーション	27.0	25.0	25.0	25.0	

(注1) 資産買入等の基金の残高は、12月10日現在、67.0兆円となっている。

(注2) 日本銀行は、資産買入等の基金とは別に、年間21.6兆円の長期国債の買入れを行っている。

貸出増加を支援するための資金供給の概要

「貸出増加を支援するための資金供給」は、金融機関の一段と積極的な行動と企業や家計の前向きな資金需要の増加を促す観点から、金融機関の貸出増加額について、希望に応じてその全額を低利・長期で無制限に資金供給するものである。

本措置による資金供給額は、貸出の増加に向けた金融機関の今後の取り組みや企業の資金需要など様々な要素に依存するが、最近の貸出実績を前提にすると、15兆円を上回ると想定できる。

1. 対象先

預金取扱金融機関（外国銀行の在日支店を含む）である共通担保オペ（全店貸付）^{（注）}の対象先のうち、希望する先。

（注）国債や民間企業債務といった幅広い適格金融資産を担保（共通担保）として用いる資金供給手段であり、地域金融機関を含む幅広い金融機関が参加するオペ。

2. 貸付総額

貸付総額および対象先毎の貸付額に上限額は設定せず、無制限とする。

3. 新規貸付の実施期間・頻度

実施期間は15か月間とする。2013年1～3月から2014年1～3月分までの貸出増加額を対象とし、四半期に1回の頻度で、合計5回実施する。

第1回を2013年6月頃に実施する予定。

4. 貸付期間

貸付期間は、各対象先の希望に応じて、1年、2年または3年とし、最長4年まで借り換えを可能とする。

貸付期間中に、貸出残高が減少しても、期日前返済は求めない。

5. 貸付利率

貸付けの通知日における無担保コールレート（オーバーナイト物）の誘導目標水準（現在は、年0.1%とする）。

6．対象先の借入可能額

基準時点を 2012 年 10～12 月期とし、資金供給毎に貸出増加額の算定時点として定めた四半期における、基準時点からのネット貸出増加額とする。

各四半期の月末貸出残高の平均額同士を比較する。

外貨建て貸出については、外貨ベースで算出した貸出増加額に、毎回共通の為替レート（2012 年 12 月の為替レート）を乗じて円換算する。

7．貸出増加額の算定対象とする貸出

対象先が行った総貸出のうち、政府、地方自治体および金融機関向けを除いたものとする。

企業、家計向けであれば、貸出の債務者、実行店舗の国内外や、表示通貨を問わない。

算定対象のベースについて、総貸出（海外店を含む全店舗・全通貨分）ではなく、円貨建ての貸出のみ、国内店の貸出のみといった選択を行うことも認める。

控除する金融機関向けは、広義の民間金融機関、公的金融機関および預金保険機構等のセーフティネット関連向け（国外法人については、これらに相当するもの）とする。

8．資金供給の方式

共通担保を担保とする円資金の貸付け（電子貸付方式）。

（参考）資金供給の実施予定

回号	貸出増加額の算定対象時期	資金供給の実施時期
第 1 回	2013 年 1～3 月	2013 年 6 月頃
第 2 回	4～6 月	9 月頃
第 3 回	7～9 月	12 月頃
第 4 回	10～12 月	2014 年 3 月頃
第 5 回	2014 年 1～3 月	6 月頃

以 上

(24年12月20日承認)

2013年1月から12月の金融政策決定会合の開催予定日等に関する件

(案 件)

2013年1月から12月の金融政策決定会合の開催予定日等を、別添のとおりとすること。

別 添
2012年12月20日
日 本 銀 行

金融政策決定会合等の日程(2013年1月～12月)

	会合開催	議事要旨公表	経済・物価情勢の 展望(基本的見解) 公表	(参考) 金融経済月報 公表
2013年1月	21日<月>・22日<火>	2月19日<火>		23日<水>
2月	13日<水>・14日<木>	3月12日<火>		15日<金>
3月	6日<水>・7日<木>	4月9日<火>		8日<金>
4月	3日<水>・4日<木> 26日<金>	5月2日<木> 5月27日<月>	26日<金>	5日<金>
5月	21日<火>・22日<水>	6月14日<金>		23日<木>
6月	10日<月>・11日<火>	7月17日<水>		12日<水>
7月	10日<水>・11日<木>	8月13日<火>		12日<金>
8月	7日<水>・8日<木>	9月10日<火>		9日<金>
9月	4日<水>・5日<木>	10月9日<水>		6日<金>
10月	3日<木>・4日<金> 31日<木>	11月6日<水> 11月26日<火>	31日<木>	7日<月>
11月	20日<水>・21日<木>	12月26日<木>		22日<金>
12月	19日<木>・20日<金>	未 定		24日<火>

(注) 各公表資料の公表時間は原則として以下のとおり。

「議事要旨」・・・・・・・・・・・・・・・・・・8時50分

「経済・物価情勢の展望」基本的見解・・・・・・・・・・15時

背景説明を含む全文・・翌営業日の14時

(ただし、「経済・物価情勢の展望(2013年4月)」の背景説明を含む
全文は4月27日<土>の14時に公表)

「金融経済月報」・・・・・・・・・・・・・・・・・・14時

(「概要」の英訳は14時、全文の英訳は翌営業日の
16時30分)

(25年1月22日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(25年1月22日決定)

「金融政策運営の枠組みのもとでの『物価安定の目標』について」に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙の別紙1のとおり対外公表すること。

(25年1月22日決定)

「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について(共同声明)」に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙の別紙3のとおり対外公表すること。

(25年1月22日決定)

「『物価安定の目標』と『期限を定めない資産買入れ方式』の導入について」

の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2013年1月22日

日 本 銀 行

「物価安定の目標」と「期限を定めない資産買入れ方式」の導入について

1. 日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合において、金融緩和を思い切って前進させることとし、「物価安定の目標」を導入すること、資産買入等の基金について「期限を定めない資産買入れ方式」を導入することを決定した。また、政府とともに共同声明を公表することとした。

(1) 「物価安定の目標」の導入^(注1)

日本銀行は、物価安定についての考え方に関する議論を行い、「物価安定の目標」を導入することとした。あわせて、別紙1のとおり、「金融政策運営の枠組みのもとでの『物価安定の目標』について」を公表することとした。

すなわち、日本銀行は、今後、日本経済の競争力と成長力の強化に向けた幅広い主体の取り組みの進展に伴い、持続可能な物価の安定と統合的な物価上昇率が高まっていくと認識している。この認識に立って、日本銀行は、物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率で2%とする。

日本銀行は、上記の物価安定の目標のもと、金融緩和を推進し、これをできるだけ早期に実現することを目指す。その際、日本銀行は、金融政策の効果波及には相応の時間を要することを踏まえ、金融面での不均衡の蓄積を含めたリスク要因を点検し、経済の持続的な成長を確保する観点から、問題が生じていないかどうかを確認していく。

(2) 「期限を定めない資産買入れ方式」の導入^(注2)

日本銀行は、上記の物価安定の目標の実現を目指し、実質的なゼロ金利政策と金融資産の買入れ等の措置を、それぞれ必要と判断される時点まで継続すること

を通じて、強力に金融緩和を推進する^{(注3)(注4)}。その際、資産買入等の基金の運営について、現行方式での買入れが完了した後、2014年初から、期限を定めず毎月一定額の金融資産を買入れる方式を導入し、当分の間、毎月、長期国債2兆円程度を含む13兆円程度の金融資産の買入れを行う(資産買入れ額の内訳は別紙2のとおり)。これにより、基金の残高は2014年中に10兆円程度増加し、それ以降残高は維持されると見込まれる。

金融緩和の推進に当たっては、日本銀行は、金融政策の効果波及には相応の時間を要することを踏まえ、金融面での不均衡の蓄積を含めたリスク要因を点検し、経済の持続的な成長を確保する観点から、問題が生じていないかどうかを確認していく。

(3) 政府・日本銀行の共同声明^(注5)

日本銀行は、「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について(共同声明)」(別紙3)を、政府と共同して、公表することとした。

2. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針については、「無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す」ことを決定した(全員一致)。
3. 海外経済は、減速した状態が続いている。国際金融資本市場については、今後の展開を引き続き注意していく必要があるが、投資家のリスク回避姿勢は後退してきている。
4. わが国の景気は、弱めに推移している。輸出や鉱工業生産は、海外経済の状況などから、減少している。設備投資は、非製造業に底堅さがみられるものの、全体として弱めとなっている。一方、公共投資は増加を続けており、住宅投資も持ち直し傾向にある。個人消費は、底堅さを維持しており、乗用車購入における需要刺激策の一部終了に伴う反動減の影響も減衰している。この間、わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、概ねゼロ%となっている。
5. 先行きのわが国経済については、当面横ばい圏内となったあと、国内需要が各種経済対策の効果もあって底堅く推移し、海外経済が減速した状態から次第に脱していくにつれて、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。消費者物価の前年比

は、当面、前年のエネルギー関連や耐久消費財の動きの反動からマイナスとなったあと、再びゼロ%近傍で推移するとみられる。

6. 昨年10月の「展望レポート」で示した見通しと比べると、成長率は、2012年度については幾分下振れるものの、2013年度は各種経済対策の効果などから上振れるとみられる。2014年度の成長率は、概ね見通しに沿って推移すると予想される。物価について、国内企業物価は為替相場の動きなどから2013年度を中心に幾分上振れると見込まれる。消費者物価（除く生鮮食品）は、概ね見通しに沿って推移すると予想される。

7. リスク要因をみると、欧州債務問題の今後の展開や米国経済の回復力、新興国・資源国経済の持続的成長経路への円滑な移行の可能性、日中関係の影響など、日本経済を巡る不確実性は引き続き大きい。

8. 日本銀行は、日本経済がデフレから早期に脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰することがきわめて重要な課題であると認識している。この課題は、幅広い主体による成長力強化の努力と金融面からの後押しがあいまって実現されていくものである。こうした認識のもとで、日本銀行は、上述のとおり、強力な金融緩和を推進していく。日本銀行としては、大胆な規制・制度改革など「共同声明」に記載された政府の取り組みがしっかりと実行されること、また、持続可能な財政構造の確立に向けた取り組みが着実に推進されることを期待している。

以 上

(注1) 賛成7反対2（賛成：白川委員、山口委員、西村委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、反対：佐藤委員、木内委員）。佐藤委員と木内委員は、物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率で2%とすることに反対した。

(注2) 「期限を定めない資産買入れ方式」の導入については、全員一致で決定した。

(注3) 佐藤委員と木内委員は、2%の物価安定の目標を目指し、実質的なゼロ金利政策と金融資産の買入れ等の措置を、それぞれ必要と判断される時点まで継続することに反対した。

(注4) 宮尾委員より、別途、実質的なゼロ金利政策について、消費者物価の前年比上昇率2%が見通せるようになるまで継続するとの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：宮尾委員、反対：白川委員、山口委員、西村委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員、木内委員）。

(注5) 賛成7反対2（賛成：白川委員、山口委員、西村委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、反対：佐藤委員、木内委員）。佐藤委員と木内委員は、共同声明が「物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率で2%とする」と記述している点について反対した。

(参考1)

2012～2014年度の政策委員の大勢見通し

対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2012年度	+1.0～+1.1 < +1.0 >	-1.2～-1.1 < -1.2 >	-0.2～-0.1 < -0.2 >
10月時点の見通し	+1.4～+1.6 < +1.5 >	-1.2～-0.9 < -1.1 >	-0.1～-0.1 < -0.1 >
2013年度	+1.9～+2.5 < +2.3 >	+0.4～+1.0 < +0.8 >	+0.3～+0.6 < +0.4 >
10月時点の見通し	+1.3～+1.8 < +1.6 >	+0.1～+0.7 < +0.5 >	+0.2～+0.6 < +0.4 >
2014年度	+0.6～+1.0 < +0.8 >	+3.8～+4.5 < +4.1 >	+2.5～+3.0 < +2.9 >
10月時点の見通し	+0.2～+0.7 < +0.6 >	+3.7～+4.4 < +4.2 >	+2.4～+3.0 < +2.8 >
消費税率引き上げの影響 を除くケース		+0.9～+1.6 < +1.2 >	+0.5～+1.0 < +0.9 >
10月時点の見通し		+0.8～+1.5 < +1.3 >	+0.4～+1.0 < +0.8 >

(注1) 「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注2) 各政策委員は、政策金利について市場金利に織り込まれたとみられる市場参加者の予想を参考にしつつ、上記の見通しを作成している。

(注3) 今回の見通しでは、消費税率が2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げられることを織り込んでいるが、国内企業物価と消費者物価の見通しについて、各政策委員は消費税率引き上げの直接的な影響を除いたベースの計数を作成している。

(注4) 消費税率引き上げの直接的な影響を含む2014年度の国内企業物価と消費者物価の見通しは、税率引き上げが現行の課税品目すべてにフル転嫁されることを前提に、物価の押し上げ寄与を機械的に計算したうえで(国内企業物価:2.9%ポイント、消費者物価:2.0%ポイント)、これを上記の政策委員の見通しに足し上げたものである。

(注5) 消費者物価指数の参考指数として、連鎖基準指数が公表されている。連鎖基準指数ベースでみた前年比は、見通し期間後半にかけて、通常の固定基準年指数に基づく今回の消費者物価見通しに比べて、若干低くなっている可能性がある。

(注6) 政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

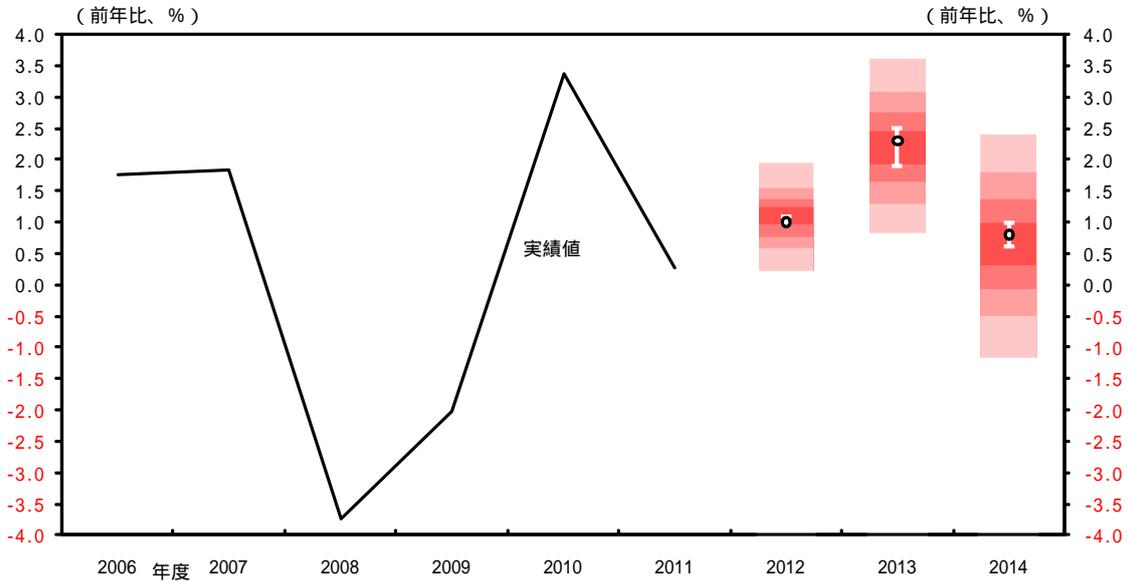
対前年度比、%。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2012年度	+0.9～+1.1	-1.2～-1.1	-0.2～-0.1
10月時点の見通し	+1.2～+1.7	-1.3～-0.8	-0.1～0.0
2013年度	+1.8～+2.5	+0.3～+1.1	+0.1～+0.7
10月時点の見通し	+1.0～+1.8	-0.2～+0.8	-0.1～+0.6
2014年度	+0.2～+1.3	+3.3～+4.7	+2.4～+3.0
10月時点の見通し	+0.1～+0.8	+3.3～+4.5	+2.2～+3.0
消費税率引き上げの影響 を除くケース		+0.4～+1.8	+0.4～+1.0
10月時点の見通し		+0.4～+1.6	+0.2～+1.0

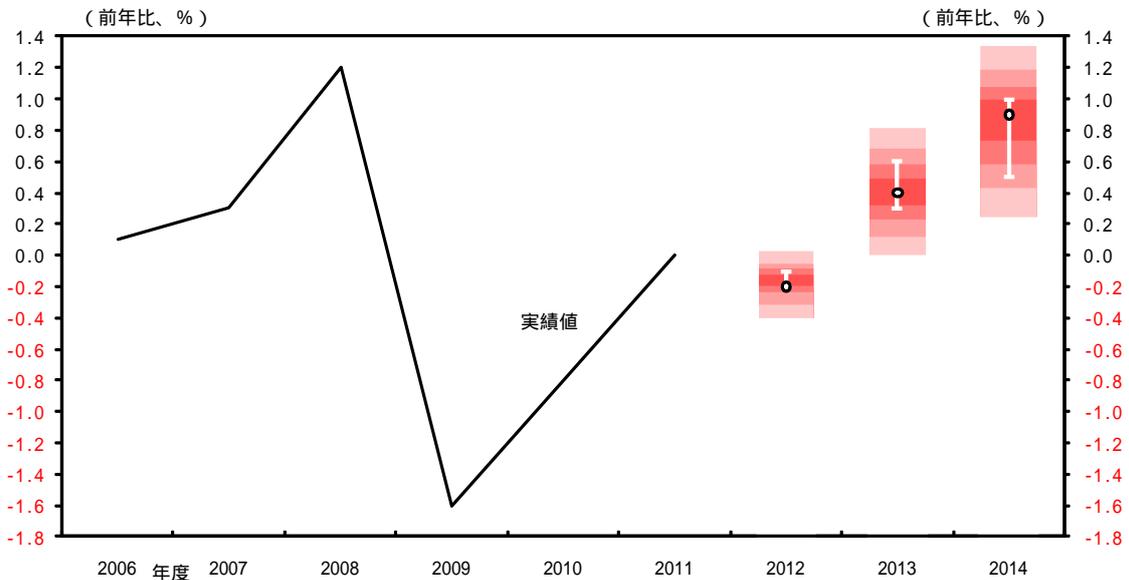
(参考2)

政策委員の見通し分布チャート

(1) 実質GDP



(2) 消費者物価指数 (除く生鮮食品)



(注1) 上記の見通し分布は、各政策委員の示した確率分布の集計値(リスク・バランス・チャート)について、上位10%と下位10%を控除したうえで、下記の分類に従って色分けしたものである。なお、リスク・バランス・チャートの作成手順については、2008年4月の「経済・物価情勢の展望」BOXを参照。

上位40%～下位40%	上位30%～40% 下位30%～40%	上位20%～30% 下位20%～30%	上位10%～20% 下位10%～20%
-------------	------------------------	------------------------	------------------------

(注2) 棒グラフ内は政策委員の見通しの中央値を表す。また、縦線は政策委員の大勢見通しを表す。

(注3) 消費者物価指数(除く生鮮食品)は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いたベース。

金融政策運営の枠組みのもとでの「物価安定の目標」について

1. 日本銀行は、「物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すること」を理念として、金融政策を運営している。日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合において、昨年2月に導入した「中長期的な物価安定の目途」を上記理念に照らして点検した。その結果、「物価安定の目標」を新たに導入するとともに、金融政策運営の枠組みを改めて示すこととした。
2. 「物価の安定」を概念的に定義すると、「家計や企業等の様々な経済主体が物価水準の変動に煩わされることなく、消費や投資などの経済活動にかかる意思決定を行うことができる状況」である。そうした「物価の安定」は、持続可能なものでなければならない。
3. 今回新たに導入した「物価安定の目標」は、日本銀行として、持続可能な物価の安定と整合的と判断する物価上昇率を示したものである。日本銀行は、今後、日本経済の競争力と成長力の強化に向けた幅広い主体の取り組みの進展に伴い、持続可能な物価の安定と整合的な物価上昇率が高まっていくと認識している。この認識に立って、日本銀行は、「物価安定の目標」を中心的な物価指標である消費者物価の前年比上昇率で2%とすることとした。
4. 従来は「中長期的な物価安定の目途」として、「消費者物価の前年比上昇率で2%以下のプラスの領域、当面は1%を目途」としていた。今回、「目途」から「目標」という表現に代えたうえで、その目標を消費者物価の前年比上昇率で2%としたのは、以下の認識に基づく。

日本銀行は、今後、日本経済の競争力と成長力の強化に向けた幅広い主体の取り組みの進展に伴い、持続可能な物価の安定と整合的な物価上昇率が高まっていくと認識している。現在の予想物価上昇率は長期にわたって形成されてきたものであり、今後、成長力の強化が進展していけば、現実の物価上昇率が徐々に高まり、そのもとで家計や企業の予想物価上昇率も上昇していくと考えられる。先行き、物価が緩やかに上昇していくことが見込まれる中であって、2%という目標を明確にすることは、持続可能な物価上昇率を安定させるうえで、適切と考えられる。

「目途」から「目標」という言葉に変更したのは、わが国において、柔軟な金融政策運営の重要性に対する理解が浸透してきている状況を踏まえたものである。金融政策の効果は、経済活動に波及し、それがさらに物価に波及するまでに、長期かつ可変のタイムラグが存在する。金融政策は、物価安定のもとでの持続的成長を実現する観点から、経済・物価の現状と見通しに加え、金融面での不均衡を含めた様々なリスクも点検しながら、柔軟に運営していく必要がある。こうした考え方は、各国で広く共有されており、とくに、世界的な金融危機以降、海外主要国では、金融システムの安定へ配慮することの重要性を対外的に明確にするなど、金融政策運営の柔軟性という視点が強く意識されるようになってきている。わが国でも、この1年間で、こうした考え方に対する理解が着実に広がってきている。こうした状況を前提とすると、「目標」と表現することが、日本銀行の考え方を伝えるうえで、わかりやすく適当であると判断した。

5. デフレからの早期脱却と物価安定のもとでの持続的な経済成長の実現には、幅広い主体による成長力強化の取り組みも重要である。日本銀行としては、成長力強化の進展状況および家計や企業の予想物価上昇率の状況について、今後とも丹念に点検していく。この間、政府も、日本経済の競争力と成長力の強化に向けた取り組みを強力に推進するとともに、持続可能な財政構造を確立するための取り組みを着実に推進すると表明している。

6. 金融政策は、「物価安定の目標」のもとで、今後とも、次の2つの「柱」により経済・物価情勢を点検したうえで、運営する。

第1の柱では、先行き2年程度の経済・物価情勢について、最も蓋然性が高いと判断される見通しが、物価安定のもとでの持続的な成長の経路をたどっているかという観点から点検する。

第2の柱では、より長期的な視点を踏まえつつ、物価安定のもとでの持続的な経済成長を実現するとの観点から、金融政策運営に当たって重視すべき様々なリスクを点検する。とくに、発生の確率は必ずしも大きくないものの、発生した場合には経済・物価に大きな影響を与える可能性があるリスク要因として、金融面の不均衡について点検する。

以上2つの「柱」に基づく点検を踏まえたうえで、当面の金融政策運営の考え方を整理し、展望レポート（経済・物価情勢の展望）等を通じて、定期的に公表していく。

以 上

2014年初以降の「資産買入等の基金」の月間買入額

総額：	13兆円程度
うち長期国債：	2兆円程度
国庫短期証券：	10兆円程度

(注1) 長期国債と国庫短期証券については、最近の買入れの平均残存期間を前提とすると、上記の月間買入額により、基金の残高は2014年中に10兆円程度増加し、それ以降残高は維持されると見込まれる。

(注2) 長期国債と国庫短期証券以外の金融資産については、残高を維持するように買入れを行う。

(注3) 固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションは、25兆円程度の残高となるように実施する。

(注4) 日本銀行は、資産買入等の基金とは別に、年間21.6兆円の長期国債の買入れを行っている。

デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について
(共同声明)

1. デフレからの早期脱却と物価安定の下での持続的な経済成長の実現に向け、以下のとおり、政府及び日本銀行の政策連携を強化し、一体となって取り組む。
2. 日本銀行は、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することを理念として金融政策を運営するとともに、金融システムの安定確保を図る責務を負っている。その際、物価は短期的には様々な要因から影響を受けることを踏まえ、持続可能な物価の安定の実現を目指している。
日本銀行は、今後、日本経済の競争力と成長力の強化に向けた幅広い主体の取組の進展に伴い持続可能な物価の安定と整合的な物価上昇率が高まっていくと認識している。この認識に立って、日本銀行は、物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率で2%とする。
日本銀行は、上記の物価安定の目標の下、金融緩和を推進し、これをできるだけ早期に実現することを目指す。その際、日本銀行は、金融政策の効果波及には相応の時間を要することを踏まえ、金融面での不均衡の蓄積を含めたりリスク要因を点検し、経済の持続的な成長を確保する観点から、問題が生じていないかどうかを確認していく。
3. 政府は、我が国経済の再生のため、機動的なマクロ経済政策運営に努めるとともに、日本経済再生本部の下、革新的研究開発への集中投入、イノベーション基盤の強化、大胆な規制・制度改革、税制の活用など思い切った政策を総動員し、経済構造の変革を図るなど、日本経済の競争力と成長力の強化に向けた取組を具体化し、これを強力に推進する。
また、政府は、日本銀行との連携強化にあたり、財政運営に対する信認を確保する観点から、持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進する。
4. 経済財政諮問会議は、金融政策を含むマクロ経済政策運営の状況、その下での物価安定の目標に照らした物価の現状と今後の見通し、雇用情勢を含む経済・財政状況、経済構造改革の取組状況などについて、定期的に検証を行うものとする。

(25年2月14日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(25年2月14日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別紙

2013年2月14日

日本銀行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致)。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

2. 海外経済は、減速した状態が続いているが、持ち直しに向けた動きもみられている。国際金融資本市場については、今後の展開を引き続き注意していく必要があるが、投資家のリスク回避姿勢は後退してきている。

3．わが国の景気は、下げ止まりつつある。輸出は、海外経済の状況などから、引き続き減少しているものの、そのペースは緩やかになってきている。設備投資は、非製造業に底堅さがみられるものの、全体として弱めとなっている。一方、公共投資は増加を続けており、住宅投資も持ち直し傾向にある。個人消費は、底堅さを維持しており、乗用車購入における需要刺激策の一部終了に伴う反動減の影響も剥落している。以上の内外需要を反映して、鉱工業生産は、下げ止まりつつある。この間、わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、概ねゼロ%となっている。

4．先行きのわが国経済については、当面横ばい圏内となったあと、国内需要が各種経済対策の効果もあって底堅く推移し、海外経済が減速した状態から次第に脱していくにつれて、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。消費者物価の前年比は、当面、前年のエネルギー関連や耐久消費財の動きの反動からマイナスとなったあと、再びゼロ%近傍で推移するとみられる。

5．リスク要因をみると、欧州債務問題の今後の展開や米国経済の回復力、新興国・資源国経済の持続的成長経路への円滑な移行の可能性、日中関係の影響など、日本経済を巡る不確実性は引き続き大きい。

6．日本銀行は、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することを理念として金融政策を運営するとともに、金融システムの安定確保を図る責務を負っている。その際、物価は短期的には様々な要因から影響を受けることを踏まえ、持続可能な物価の安定の実現を目指している。

日本銀行は、今後、日本経済の競争力と成長力の強化に向けた幅広い主体の取り組みの進展に伴い持続可能な物価の安定と整合的な物価上昇率が高まっていくと認識している。この認識に立って、日本銀行は、物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率で2%としている。

日本銀行は、上記の物価安定の目標のもと、金融緩和を推進し、これをできるだけ早期に実現することを目指す。その際、日本銀行は、金融政策の効果波及には相応の時間を要することを踏まえ、金融面での不均衡の蓄積を含めたリスク要因を点検し、経済の持続的な成長を確保する観点から、問題が生じていないかどうかを確認していく。

日本銀行は、上記の物価安定の目標の実現を目指し、実質的なゼロ金利政策と金融資産の買入れ等の措置を、それぞれ必要と判断される時点まで継続することを通

じて、強力に金融緩和を推進する^(注)。併せて、金融機関による成長基盤強化の取り組みおよび貸出の増加を支援していく。

以 上

^(注) 宮尾委員より、実質的なゼロ金利政策については、物価安定の目標の実現が見通せるようになるまで継続するとの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：宮尾委員、反対：白川委員、山口委員、西村委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員、木内委員）。

(25年3月7日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(25年3月7日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2013年3月7日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致)。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

2. 海外経済は、減速した状態が続いているが、持ち直しに向けた動きもみられている。国際金融資本市場については、今後の展開を引き続き注意していく必要があるが、投資家のリスク回避姿勢は後退した状態にある。

3．わが国の景気は、下げ止まっている。輸出は、海外経済の動きなどを背景に、下げ止まりつつある。設備投資は、非製造業に底堅さがみられるものの、全体として弱めとなっている。一方、公共投資は増加を続けており、住宅投資も持ち直し傾向にある。個人消費は底堅く推移している。以上の内外需要を反映して、鉱工業生産は下げ止まっている。この間、わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、概ねゼロ%となっている。

4．先行きのわが国経済については、当面横ばい圏内で推移したあと、国内需要が各種経済対策の効果もあって底堅く推移し、海外経済が減速した状態から次第に脱していくことなどを背景に、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。消費者物価の前年比は、当面、前年のエネルギー関連や耐久消費財の動きの反動からマイナスとなったあと、再びゼロ%近傍で推移するとみられる。

5．リスク要因をみると、欧州債務問題の今後の展開や米国経済の回復力、新興国・資源国経済の持続的成長経路への円滑な移行の可能性、日中関係の影響など、日本経済を巡る不確実性は引き続き大きい。

6．日本銀行は、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することを理念として金融政策を運営するとともに、金融システムの安定確保を図る責務を負っている。その際、物価は短期的には様々な要因から影響を受けることを踏まえ、持続可能な物価の安定の実現を目指している。

日本銀行は、今後、日本経済の競争力と成長力の強化に向けた幅広い主体の取り組みの進展に伴い持続可能な物価の安定と整合的な物価上昇率が高まっていくと認識している。この認識に立って、日本銀行は、物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率で2%としている。

日本銀行は、上記の物価安定の目標のもと、金融緩和を推進し、これをできるだけ早期に実現することを目指す。その際、日本銀行は、金融政策の効果波及には相応の時間を要することを踏まえ、金融面での不均衡の蓄積を含めたリスク要因を点検し、経済の持続的な成長を確保する観点から、問題が生じていないかどうかを確認していく。

日本銀行は、上記の物価安定の目標の実現を目指し、実質的なゼロ金利政策と金融資産の買入れ等の措置^(注1)を、それぞれ必要と判断される時点まで継続することを通じて、強力に金融緩和を推進する^(注2)。併せて、金融機関による成長基盤強化の取り組みおよび貸出の増加を支援していく。

以 上

(注1) 白井委員より、基金の長期国債の買入れについて、「期限を定めない買入れ方式」を速やかに導入し、「金融調節上の必要から行う国債買入れ」と統合する議案が提出され、反対多数で否決された(賛成：白井委員、反対：白川委員、山口委員、西村委員、宮尾委員、森本委員、石田委員、佐藤委員、木内委員)。

(注2) 宮尾委員より、実質的なゼロ金利政策については、物価安定の目標の実現が見通せるようになるまで継続するとの議案が提出され、反対多数で否決された(賛成：宮尾委員、反対：白川委員、山口委員、西村委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員、木内委員)。

2. 金融政策手段に係る事項の決定又は変更

(1) 「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件（平成24年10月5日決定）

「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

適格担保の担保価格等について、金融市場の情勢等を踏まえて行った定例の検証の結果に基づき、本行資産の健全性および市場参加者の担保利用の効率性を確保する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）を別紙1. のとおり一部改正すること。
2. 「国債の条件付売買基本要領」（平成14年9月18日付政委第109号別紙1.）を別紙2. のとおり一部改正すること。
3. 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」（平成16年4月9日付政委第37号別紙1.）を別紙3. のとおり一部改正すること。
4. 「適格外国債券担保取扱要領」（平成21年5月22日付政委第63号別紙1.）を別紙4. のとおり一部改正すること。
5. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（平成23年4月28日付政委第36号別紙3.）を別紙5. のとおり一部改正すること。

以 上

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

- 別表 1 を横線のとおり改める。

別表 1

担保の種類および担保価格

1. 国債（変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債、物価連動国債ならびに割引短期国債を除く。）および国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。）

- (1) }
) } 略（不変）
 (5) }

(6) 残存期間 30 年超のもの 時価の 95.94%

1-2. 変動利付国債

- (1) }
 (2) } 略（不変）

(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 時価の 96.97%

(4) 略（不変）

1-3. 分離元本振替国債および分離利息振替国債

- (1) }
) } 略（不変）
 (5) }

(6) 残存期間 30 年超のもの 時価の 92.90%

1 - 4. 物価連動国債

(1) }
 \ } 略 (不変)
(5) }

(6) 残存期間30年超のもの 時価の~~88~~87%

2. 政府保証付債券

(1) }
 \ } 略 (不変)
(5) }

(6) 残存期間30年超のもの 時価の~~94~~93%

3. 略 (不変)

4. 地方債

(1) }
 \ } 略 (不変)
(5) }

(6) 残存期間30年超のもの 時価の~~94~~93%

5. 財投機関等債券

(1) }
 \ } 略 (不変)
(5) }

(6) 残存期間30年超のもの 時価の~~93~~92%

6. 社債

(1) }
 \ } 略 (不変)
(5) }

(6) 残存期間30年超のもの 時価の~~93~~92%

7. }
8. } 略 (不変)

9. 資産担保債券

(1) }
 \ } 略 (不変)
(5) }

(6) 残存期間 30 年超のもの 時価の ~~9.3~~ 9.2 %

10. 略 (不変)

11. 不動産投資法人債

(1) }
 \ } 略 (不変)
(5) }

(6) 残存期間 30 年超のもの 時価の ~~9.1~~ 9.0 %

12. 略 (不変)

13. 外国政府債券

(1) }
 \ } 略 (不変)
(5) }

(6) 残存期間 30 年超のもの 時価の ~~9.3~~ 9.2 %

14. 国際金融機関債券

(1) }
 \ } 略 (不変)
(5) }

(6) 残存期間 30 年超のもの 時価の ~~9.3~~ 9.2 %

15. }
(} 略 (不変)
17. }

18. 企業に対する証書貸付債権

(1) }
(2) } 略 (不変)
(3) 残存期間3年超5年以内のもの 残存元本額の~~80~~85%
(4) }
(5) } 略 (不変)

19. 不動産投資法人に対する証書貸付債権

(1) }
(2) } 略 (不変)
(3) 残存期間3年超5年以内のもの 残存元本額の~~80~~85%
(4) }
(5) } 略 (不変)

20. }
(} 略 (不変)
21. }

22. 地方公共団体に対する証書貸付債権

(1) }
(2) } 略 (不変)
(3) 残存期間3年超5年以内のもの 残存元本額の~~85~~90%
(4) 略 (不変)
(5) 残存期間7年超10年以内のもの (満期 残存元本額の~~75~~80%
が応当月内に到来するものを含む。)

(特則)

略 (不変)

(附則)

この一部改正は、平成24年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙2.

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

○ 別表1を横線のとおり改める。

別表1

時価売買価格比率

1. 買入の場合

(1) 売買国債(変動利付国債および物価連動国債を除く。)

イ. 略(不変)

ロ. 残存期間1年超5年以内のもの ~~1. 007~~ 1. 006

ハ. 略(不変)

ニ. 残存期間10年超20年以内のもの ~~1. 021~~ 1. 020

ホ. 略(不変)

ヘ. 残存期間30年超のもの ~~1. 032~~ 1. 038

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間1年以内のもの ~~1. 003~~ 1. 006

ロ. 残存期間1年超5年以内のもの ~~1. 007~~ 1. 009

ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	1. 014 <u>1. 012</u>
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	1. 021 <u>1. 023</u>

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間1年以内のもの	1. 038 <u>1. 039</u>
ロ. 略(不変)	
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	1. 050 <u>1. 051</u>
ニ. 略(不変)	
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	1. 067 <u>1. 068</u>
ヘ. 残存期間30年超のもの	1. 070 <u>1. 077</u>

2. 売却の場合

(1) 売買国債(変動利付国債および物価連動国債を除く。)

イ. 略(不変)	
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	0. 994 <u>0. 995</u>
ハ. 略(不変)	
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	0. 980 <u>0. 981</u>
ホ. 略(不変)	
ヘ. 残存期間30年超のもの	0. 969 <u>0. 965</u>

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間1年以内のもの	0. 998 <u>0. 995</u>
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	0. 994 <u>0. 992</u>
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	0. 987 <u>0. 989</u>
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	0. 980 <u>0. 978</u>

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間1年以内のもの	0. 965 <u>0. 964</u>
ロ. 略(不変)	
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	0. 955 <u>0. 954</u>
ニ. 略(不変)	

ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	0.9410 . <u>940</u>
へ. 残存期間30年超のもの	0.9380 . <u>933</u>

○ 別表2を横線のとおり改める。

別表2

担保価格

1. 受入の場合

(1) 担保国債(変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。)

イ. 略(不変)	
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	時価の 99.499 . <u>5%</u>
ハ. 略(不変)	
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 98.098 . <u>1%</u>
ホ. 略(不変)	
へ. 残存期間30年超のもの	時価の 96.996 . <u>4%</u>

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間1年以内のもの	時価の 99.899 . <u>5%</u>
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	時価の 99.499 . <u>2%</u>
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 98.798 . <u>9%</u>
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 98.097 . <u>8%</u>

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間1年以内のもの	時価の 96.496 . <u>3%</u>
ロ. 略(不変)	
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 95.395 . <u>2%</u>
ニ. 略(不変)	

ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	時価の 93. <u>893.7%</u>
へ. 残存期間30年超のもの	時価の 93. <u>592.9%</u>

2. 差入の場合

(1) 担保国債(変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。)

イ. 略(不変)

ロ. 残存期間1年超5年以内のもの 時価の~~100.~~6100.5%

ハ. 略(不変)

ニ. 残存期間10年超20年以内のもの 時価の~~102.~~0101.9%

ホ. 略(不変)

へ. 残存期間30年超のもの 時価の~~103.~~1103.6%

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間1年以内のもの 時価の~~100.~~2100.5%

ロ. 残存期間1年超5年以内のもの 時価の~~100.~~6100.8%

ハ. 残存期間5年超10年以内のもの 時価の~~101.~~3101.1%

ニ. 残存期間10年超20年以内のもの 時価の~~102.~~0102.2%

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間1年以内のもの 時価の~~103.~~6103.7%

ロ. 略(不変)

ハ. 残存期間5年超10年以内のもの 時価の~~104.~~7104.8%

ニ. 略(不変)

ホ. 残存期間20年超30年以内のもの 時価の~~106.~~2106.3%

へ. 残存期間30年超のもの 時価の~~106.~~5107.1%

(附則)

この一部改正は、平成24年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中一部改正

○ 別表を横線のとおり改める。

別表

時価売却価格比率

1. 利付国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）および国庫短期証券

(1) 略（不変）	
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	0.994 <u>0.995</u>
(3) 略（不変）	
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	0.980 <u>0.981</u>
(5) 略（不変）	
(6) 残存期間30年超のもの	0.969 <u>0.965</u>

2. 変動利付国債

(1) 残存期間1年以内のもの	0.998 <u>0.995</u>
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	0.994 <u>0.992</u>
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	0.987 <u>0.989</u>
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	0.980 <u>0.978</u>

3. 物価連動国債

(1) 残存期間1年以内のもの	0.965 <u>0.964</u>
(2) 略（不変）	
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	0.955 <u>0.954</u>
(4) 略（不変）	
(5) 残存期間20年超30年以内のもの	0.941 <u>0.940</u>

(6) 残存期間30年超のもの

~~0.9380~~. 933

(附則)

この一部改正は、平成24年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙4.

「適格外国債券担保取扱要領」中一部改正

○ 別表を横線のとおり改める。

別表

適格外国債券の適格基準および担保価格

1. 略(不変)

2. 担保価格

残存期間1年以内のもの	時価(円貨換算後)の 85.86 %
残存期間1年超5年以内のもの	時価(円貨換算後)の 85.86 %
残存期間5年超10年以内のもの	時価(円貨換算後)の 85.86 %
残存期間10年超20年以内のもの	略(不変)
残存期間20年超30年以内のもの	時価(円貨換算後)の 83.84 %
残存期間30年超のもの	略(不変)

(附則)

この一部改正は、平成24年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」中
一部改正

○ 4. (1) から (3) までを横線のとおり改める。

(1) 被災地に事業所等を有する企業の債務

社債

イ. }
 ㄱ } 略 (不変)
 ホ. }

へ. 残存期間 30 年超のもの 時価の ~~93~~92 %

手形

略 (不変)

証書貸付債権

イ. 正常先証書貸付債権

(イ) 略 (不変)

(ロ) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の ~~64~~63 %

(ハ) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の ~~50~~45 %

(ニ) }
 (ホ) } 略 (不変)

ロ. イ. 以外のもの

(イ) 略 (不変)

(ロ) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の ~~81~~80 %

(ハ) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の ~~70~~65 %

(ニ) 残存期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の ~~60~~55 %

(ホ) 残存期間7年超10年以内のも 残存元本額の~~5-0-45~~%
の(満期が応当月内に到来するも
のを含む。)

(2) 被災地の地方公共団体に対する証書貸付債権

イ. }
ロ. } 略(不変)

ハ. 残存期間3年超5年以内のもの 残存元本額の~~7-5-80~~%

ニ. 略(不変)

ホ. 残存期間7年超10年以内のも 残存元本額の~~6-5-70~~%
の(満期が応当月内に到来するも
のを含む。)

(3) 被災地地方公共団体出資法人に対する証書貸付債権

イ. 略(不変)

ロ. 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の~~6-4-63~~%

ハ. 残存期間3年超5年以内のもの 残存元本額の~~5-0-45~~%

ニ. }
ホ. } 略(不変)

(附則)

この一部改正は、平成24年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

(2) 「資産買入等の基金運営基本要領」の一部改正等に関する件（平成24年10月30日決定）

「資産買入等の基金運営基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

金融緩和を一段と強力に推進する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「資産買入等の基金運営基本要領」（平成22年10月28日付政委第92号別紙1.）を別紙1. のとおり一部改正すること。
2. 「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」（平成22年11月5日付政委第98号別紙1.）を別紙2. のとおり一部改正すること。
3. 「日本銀行業務方法書」（平成10年3月24日付政第29号別紙3）を別紙3. のとおり一部変更すること、および、4. の認可を取得することを条件に別紙4. のとおり一部変更すること。
4. 1. および2. の実施に関し、日本銀行法（平成9年法律第89号）第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、別紙5. および別紙6. のとおり財務大臣および金融庁長官に認可を申請すること。

以 上

「資産買入等の基金運営基本要領」中一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 買入残高および貸付残高の上限

(1) 買入残高の総額は~~5.5~~6.6兆円程度、貸付残高の総額は2.5兆円程度を上限とする。

(2) 3. (2) に定める買入対象資産ごとの買入残高の上限は以下のとおりとする。

イ、利付国債	3.4 <u>3.9</u> 兆円程度
ロ、国庫短期証券	1.4 <u>5.1</u> <u>9.5</u> 兆円程度
ハ、CP等	2. <u>1.2</u> <u>.2</u> 兆円程度
ニ、社債等	2. <u>9.3</u> <u>.2</u> 兆円程度
ホ、指数連動型上場投資信託受益権	1. <u>6.2</u> <u>.1</u> 兆円程度
ヘ、不動産投資法人投資口	0. <u>1.2</u> <u>0.13</u> 兆円程度

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。ただし、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口に関する一部改正は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」（平成22年10月28日付政委第

92号別紙9.の別紙および同別紙10.の別紙)の一部改正に関する日本銀行法(平成9年法律第89号)第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づく財務大臣および金融庁長官の認可を受けることを条件として、当該認可を受けた日から実施する。

別紙2.

「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」中一部改正

- 6. を横線のとおり改める。

6. 買入れを行う期間

指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、平成~~24~~25年末までを目途に行う。

(附則)

この一部改正は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」(平成22年10月28日付政委第92号別紙9.の別紙および同別紙10.の別紙)の一部改正に関する日本銀行法(平成9年法律第89号)第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づく財務大臣および金融庁長官の認可を受けることを条件として、当該認可を受けた日から実施する。

「日本銀行業務方法書」中一部変更

○ 第五十条第三項を横線のとおり改める。

3 第一項に規定する公開市場操作としての貸付けの残高は二十五兆円程度、資産の買入れの残高は~~五十五~~六十六兆円程度を上限とし、前項に規定する買入対象資産ごとの買入残高の上限は次に掲げるとおりとする。

一 利付国債	三十四 <u>三十九</u> 兆円程度
二 国庫短期証券	十四 <u>十九</u> 兆五千億円程度
三 コマーシャル・ペーパー等	二兆 <u>二</u> 千億円程度
四 社債等	二兆九千 <u>三兆二</u> 千億円程度
五 } 六 }	略 (不変)

(附則)

この業務方法書の一部変更は、本日から実施する。

「日本銀行業務方法書」中一部変更

- 第五十条第三項を横線のとおり改める。
- 3 第一項に規定する公開市場操作としての貸付けの残高は二十五兆円程度、資産の買入れの残高は六十六兆円程度を上限とし、前項に規定する買入対象資産ごとの買入残高の上限は次に掲げるとおりとする。

一 }
三 } 略（不変）
四 }

五 指数連動型上場投資信託受益権 一兆六千二兆千億円程度

六 不動産投資法人投資口 千二百千三百億円程度

- 第五十四条第四号を横線のとおり改める。

四 買入れを行う期間

買入れは、平成三十四二十五年末までを目途に行う。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、本日から実施する。

別紙 5.

(財務大臣宛認可申請書)

政 策 第 号

平成 24 年 月 日

財務大臣 城島 正光 殿

日本銀行総裁 白川 方明

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

金融緩和を一段と強力に推進する観点から、平成 22 年 10 月 28 日付財理第 4641 号・金総第 3907 号認可、平成 23 年 3 月 15 日付財理第 1162 号・金総第 1060 号認可、平成 23 年 8 月 5 日付財理第 3654 号・金総第 3373 号認可および平成 24 年 5 月 1 日付財理第 2139 号・金総第 1908 号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 43 条第 1 項ただし書の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

- 4. を横線のとおり改める。

4. 買入れを行う期間

指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、認可取得の日から平成~~24~~
25年末までを目途に行い得るものとする。

- 5. を横線のとおり改める。

5. 買入限度額等

(1) 指数連動型上場投資信託受益権の買入残高の総額は~~1兆6,000~~2兆1,000
億円程度を限度とする。また、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本
行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(2) 不動産投資法人投資口の買入残高の総額は~~1,200~~1,300億円程度を限度と
する。また、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%と
する。ただし、発行済投資口の総数の5%を超えない場合であっても、特定
の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場
合には、これを買入限度とする。

(3) 略（不変）

別紙6.

(金融庁長官宛認可申請書)

政第 号

平成24年 月 日

金融庁長官 畑中 龍太郎 殿

日本銀行総裁 白川 方明

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

金融緩和を一段と強力に推進する観点から、平成22年10月28日付財理第4641号・金総第3907号認可、平成23年3月15日付財理第1162号・金総第1060号認可、平成23年8月5日付財理第3654号・金総第3373号認可および平成24年5月1日付財理第2139号・金総第1908号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第43条第1項ただし書および同法第61条の2の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

- 4. を横線のとおり改める。

4. 買入れを行う期間

指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、認可取得の日から平成~~24~~
25年末までを目途に行い得るものとする。

- 5. を横線のとおり改める。

5. 買入限度額等

(1) 指数連動型上場投資信託受益権の買入残高の総額は ~~1兆6,000~~兆1,000
億円程度を限度とする。また、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本
行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(2) 不動産投資法人投資口の買入残高の総額は ~~1,200~~1,300 億円程度を限度と
する。また、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%と
する。ただし、発行済投資口の総数の5%を超えない場合であっても、特定
の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場
合には、これを買入限度とする。

(3) 略（不変）

(3) 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正に関する件
(平成 24 年 12 月 20 日決定)

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正に関する件

(案 件)

最近における国際短期金融市場の状況と、これが円の金融市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資するため、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」(平成 22 年 5 月 10 日付政委第 38 号別紙 1.) を別紙 1. のとおり一部改正すること。
2. 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成 22 年 5 月 10 日付政委第 38 号別紙 2.) を別紙 2. のとおり一部改正すること。
3. 「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」(平成 22 年 5 月 10 日付政委第 38 号別紙 3.) を別紙 3. のとおり一部改正すること。
4. 「ニューヨーク連邦準備銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」(平成 23 年 12 月 21 日付政委第 104 号別紙 17.) を別紙 4. のとおり一部改正すること。
5. 「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」(平成 23 年 12 月 21 日付政委第 104 号別紙 1.) を別紙 5. のとおり一部改正すること。

6. 「カナダドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成23年12月21日付政委第104号別紙2.）を別紙6. のとおり一部改正すること。
7. 「カナダ銀行との間の為替スワップ取極要綱」（平成23年12月21日付政委第104号別紙3.）を別紙7. のとおり一部改正すること。
8. 「カナダ銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」（平成23年12月21日付政委第104号別紙4.）を別紙8. のとおり一部改正すること。
9. 「英ポンド資金供給オペレーション基本要領」（平成23年12月21日付政委第104号別紙5.）を別紙9. のとおり一部改正すること。
10. 「英ポンド資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成23年12月21日付政委第104号別紙6.）を別紙10. のとおり一部改正すること。
11. 「イングランド銀行との間の為替スワップ取極要綱」（平成23年12月21日付政委第104号別紙7.）を別紙11. のとおり一部改正すること。
12. 「イングランド銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」（平成23年12月21日付政委第104号別紙8.）を別紙12. のとおり一部改正すること。
13. 「ユーロ資金供給オペレーション基本要領」（平成23年12月21日付政委第104号別紙9.）を別紙13. のとおり一部改正すること。
14. 「ユーロ資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成23年12月21日付政委第104号別紙10.）を別紙14. のとおり一部改正すること。
15. 「欧州中央銀行との間の為替スワップ取極要綱」（平成23年12月21日付政委第104号別紙11.）を別紙15. のとおり一部改正すること。
16. 「欧州中央銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」

(平成23年12月21日付政委第104号別紙12.) を別紙16. のとおり一部改正すること。

17. 「スイスフラン資金供給オペレーション基本要領」(平成23年12月21日付政委第104号別紙13.) を別紙17. のとおり一部改正すること。
18. 「スイスフラン資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成23年12月21日付政委第104号別紙14.) を別紙18. のとおり一部改正すること。
19. 「スイス国民銀行との間の為替スワップ取極要綱」(平成23年12月21日付政委第104号別紙15.) を別紙19. のとおり一部改正すること。
20. 「スイス国民銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」(平成23年12月21日付政委第104号別紙16.) を別紙20. のとおり一部改正すること。

以 上

別紙1.

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~25~~26年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 2.

「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中
一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~25~~26年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 3.

「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」中
一部改正

- 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~25~~26年2月1日

別紙 4.

「ニューヨーク連邦準備銀行との間の円資金提供のための為替
スワップ取極要綱」中一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~25~~26年2月1日

別紙 5.

「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

（附則）

この基本要領は、本日より実施し、平成~~25~~26年2月1日をもって廃止
する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、な
お従前の例による。

別紙 6.

「カナダドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中
一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~25~~26年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 7.

「カナダ銀行との間の為替スワップ取極要綱」中一部改正

- 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~25~~26年2月1日

別紙 8.

「カナダ銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」中
一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~25~~26年2月1日

別紙 9.

「英ポンド資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

（附則）

この基本要領は、本日より実施し、平成~~25~~26年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 10.

「英ポンド資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中
一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~25~~26年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 11.

「イングランド銀行との間の為替スワップ取極要綱」中一部改正

- 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~25~~26年2月1日

別紙 12.

「イングランド銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」中一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~25~~26年2月1日

別紙 13.

「ユーロ資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

（附則）

この基本要領は、本日より実施し、平成~~25~~26年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 1 4.

「ユーロ資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中
一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~25~~26年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 1 5.

「欧州中央銀行との間の為替スワップ取極要綱」中一部改正

- 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~25~~26年2月1日

別紙 16.

「欧州中央銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」中
一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~25~~26年2月1日

別紙 17.

「スイスフラン資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

（附則）

この基本要領は、本日より実施し、平成~~25~~26年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 18.

「スイスフラン資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定
基本要領」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~25~~26年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 19.

「スイス国民銀行との間の為替スワップ取極要綱」中一部改正

- 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~25~~26年2月1日

別紙 20.

「スイス国民銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」中
一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~25~~26年2月1日

(4) 「貸出支援基金運営基本要領」の制定等に関する件（平成24年12月20日決定）

「貸出支援基金運営基本要領」の制定等に関する件

(案 件)

金融機関の一段と積極的な行動と企業や家計の前向きな資金需要の増加を促す観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「貸出支援基金運営基本要領」を別紙1. のとおり制定すること。
2. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」を別紙2. のとおり制定すること。
3. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」を別紙3. のとおり制定すること。
4. 「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1. ）を別紙4. のとおり一部改正すること。
5. 「成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙2. ）を別紙5. のとおり一部改正すること。
6. 「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」（平成23年6月14日付政委第48号別紙. ）を別紙6. のとおり一部改正すること。

7. 「成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」（平成24年3月13日付政委第18号別紙1.）を別紙7. のとおり一部改正すること。
8. 「成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」（平成24年4月10日付政委第30号別紙1.）を別紙8. のとおり一部改正すること。
9. 「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則に関する件」（平成22年10月5日付政委第85号）を別紙9. のとおり一部改正すること。
10. 「日本銀行業務方法書」（平成10年3月24日付政第29号別紙3）を別紙10. のとおり一部変更すること。
11. 「日本銀行組織規程」（平成10年3月24日付政第29号別紙5）を別紙11. のとおり一部変更すること。

以 上

別紙1.

「貸出支援基金運営基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、金融緩和効果を一段と浸透させるための臨時措置として、貸出支援基金（わが国経済の成長基盤強化および貸出増加に向けた民間金融機関による取り組みを支援するため、適格担保を担保とす

る資金供給を行うために本行バランスシート上に創設する基金をいう。(以下同じ。)の運営を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 貸出支援基金の運営方法

(1) 貸出支援基金は、成長基盤強化を支援するための資金供給(以下「成長基盤強化支援資金供給」という。)および貸出増加を支援するための資金供給(以下「貸出増加支援資金供給」という。)による貸付けにより運営するものとする。

(2) 成長基盤強化支援資金供給は、成長基盤強化に資する投融資を支援の対象とし、また、このうち、次の投融資を支援の対象とする特則を設ける。ハ、を支援対象とした貸付けは、米ドル建てで行う。

イ、出資等(資本性を有する投融資をいう。)または動産・債権担保融資等(不動産担保および人的保証に依存しない融資のうち、本行が適当と認めるものをいう。)

ロ、小口投融資(100万円以上1,000万円未満の融資または投資をいう。)

ハ、外貨建て投融資

3. 貸付残高の上限

(1) 成長基盤強化支援資金供給の貸付残高の上限は次のとおりとする。

イ、2. (2) の特則によらないもの 3.5兆円

ロ、2. (2) イ、の特則によるもの 0.5兆円

ハ、2. (2) ロ、の特則によるもの 0.5兆円

ニ、2. (2) ハ、の特則によるもの 120億米ドル

(2) 貸出増加支援資金供給の貸付残高の上限は設けない。

4. 貸付けの条件

2. および3. に定めるほか、成長基盤強化支援資金供給および貸出増加支援資金供給の貸付店、貸付対象先その他の貸付けの条件は、別に定める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成30年6月30日をもって廃止する。

別紙2.

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙1.）に定める貸出支援基金の運営として、民間金融機関の一段と積極的な行動と企業や家計の前向きな資金需要の増加を促す観点から、貸出増加を支援するために行う資金供給に関する基本的事項を定めるものとする。

2. 貸付店

本店（業務局）または支店とする。

3. 貸付対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）および株式会社日本政策投資銀行のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

4. 貸付方式

電子貸付とする。

5. 貸付期間

特に必要と認められることから3年以内の期間とし、貸付先毎の貸付

期間は、1年単位で、貸付先の希望する期間とする。

6. 貸付利率および利息の徴収

- (1) 貸付利率は、貸付けの通知日における誘導目標金利（本行が金融市場調節方針において誘導目標として定める無担保コールレート（オーバーナイト物）の水準をいう。）とする。
- (2) 利息の徴収は、(1)の定めにより決定された貸付利率によって、貸付期間中の別に定める期間の日数に応じて、当該期間毎に後取りの方法により行う。

7. 貸付実行日および借り換え

- (1) 貸付実行日は、別に定める日とする。ただし、平成26年6月30日以降、(2)および(3)に定める借り換えを除く貸付実行は行わない。
- (2) 貸付先が希望する場合には、9.に定める貸付限度額の範囲内で満期日における借り換えを認める。
- (3) 貸付先毎の借り換えにかかる貸付期間は、1年単位で、貸付先の希望する期間とする。ただし、当初貸付期間およびすべての借り換えにかかる貸付期間を通算して4年を超えないものとする。

8. 貸付金額

貸付金額は、貸付先の希望する額とする。ただし、その金額は、9.に定める貸付限度額および当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

9. 貸付限度額

貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、次の(1)から(2)を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、次の(1)から(2)を控除した金額相当額と借り換えの対象となる貸付けの金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる。

- (1) 当該貸付先による平成24年10月から12月までの各月末における貸出（政府に対する貸出、地方自治体に対する貸出ならびに金

融機関等および預金保険機構その他の別に定める公的法人に対する貸出を除く。以下同じ。)の残高の平均額に対する、貸付毎に別に定める四半期の各月末における貸出の残高の平均額の増加額

(2) 当該貸付先に対する、この基本要領に基づく貸付残高

10. 担保

(1) 貸付対象先から、適格担保を担保として差入れさせるものとする。

(2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)および「適格外国債券担保取扱要領」(平成21年5月22日付政委第63号別紙1.)の定めるところによる。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成30年6月30日をもって廃止する。

別紙3.

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」(平成24年12月20日付政委第107号別紙2.)に規定する貸付対象先(以下「対象先」という。)の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当たっては、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成18年4月11日付政委第31号別紙2.）に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）の貸付対象先である金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）および株式会社日本政策投資銀行から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

3. 対象先の遵守事項等

(1) 対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ロ、本資金供給の実施に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成30年6月30日をもって廃止する。

別紙4.

「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」中一部改正

○ 題名を「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」に改める。

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙1.）に定める貸出支援基金の運営として、金融調節の円滑を確保しつつ、わが国経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給に関する基本的事項を定めるものとする。

○ 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付限度額等

~~（1）貸付総額の上限は、3兆5,000億円とする。~~

~~（2）~~
~~（3）~~
~~（4）~~ } 略（不変）

○ 10. を横線のとおり改める。

10. 貸付受付期限

9. （4）に定める貸付限度額算出の根拠となる一定期間は、平成26年3月31日以前に限る。

別紙 5.

「成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」 中一部改正

- 題名を「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」に改める。
- 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1.）に規定する貸付対象先（以下「対象先」という。）の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

別紙 6.

「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」 中一部改正

- 題名を「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」に改める。

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

金融機関が、金融面の手法を一段と広げ、わが国経済の成長基盤の強化に向けて、さらに活発に取り組むことを支援するため、「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領

(平成22年6月15日付政委第51号別紙1.。以下「基本要領」という。)の貸付対象先が行う出資等(資本性を有する投融資をいう。以下同じ。)または動産・債権担保融資等(不動産担保および人的保証に依存しない融資のうち本行が適当と認めるものをいう。以下同じ。)に関して、基本要領に基づく資金供給を行う場合の取扱いについては、基本要領によるほか、この特則に定めるとおりとする。

○ 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付限度額等

~~(1) 貸付総額の上限は、基本要領9. (1) に定める貸付総額の上限とは別に、5,000億円とする。~~

(~~2~~1) 貸付先毎の貸付額の上限は、基本要領9. (~~2~~1) に定める貸付先毎の貸付額の上限とは別に、500億円とする。

(~~3~~2) 基本要領9. (~~3~~2) に定める貸付実行日毎の貸付総額の算定にあたって、本特則に基づく貸付実行額は対象に含めない。

(~~4~~3) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領9. (~~4~~3) の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ. からロ. およびハ. を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と当初貸付金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる。

イ. 略(不変)

ロ. 略(不変)

(イ) 基本要領 9. (4-3) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ロ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」(平成 24 年 3 月 13 日付政委第 18 号別紙 1.) 3. (4-3) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ハ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」(平成 24 年 4 月 10 日付政委第 30 号別紙 1.) 6. (4-3) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

ハ. 略(不変)

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付受付期限

5. (4-3) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、3. に定める借り換えにかかるものを除き、平成 26 年 3 月 31 日以前に限る。

別紙 7.

「成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」中一部改正

○ 題名を「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」に改める。

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

わが国経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みをより幅広く支援するため、「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1.。以下「基本要領」という。）の貸付対象先が行う小口投融資（100万円以上1,000万円未満の融資または投資をいう。以下同じ。）に関して、基本要領に基づく資金供給を行う場合の取扱いについては、基本要領によるほか、この特則に定めるとおりとする。

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付限度額等

~~(1) 貸付総額の上限は、基本要領9. (1) に定める貸付総額の上限とは別に、5,000億円とする。~~

~~(2-1) 基本要領9. (2-1) に定める貸付先毎の貸付額の算定にあたって、本特則に基づく貸付額は対象に含める。~~

~~(3-2) 基本要領9. (3-2) に定める貸付実行日毎の貸付総額の算定にあたって、本特則に基づく貸付実行額は対象に含めない。~~

~~(4-3) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領9. (4-3) の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ. からロ. およびハ. を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と当初貸付金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる。~~

~~イ. 略（不変）~~

~~ロ. 略（不変）~~

(イ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」（平成23年6月14

日付政委第48号別紙.) 5. (43) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ロ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」(平成24年4月10日付政委第30号別紙1.) 6. (43) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

ハ. 略(不変)

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 貸付受付期限

3. (43) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えにかかるものを除き、平成26年3月31日以前に限る。

別紙8.

「成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」中一部改正

○ 題名を「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」に改める。

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

わが国経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みをより幅広く支援するため、「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」(平成22年6月15日付政委第51

号別紙 1.。以下「基本要領」という。)の貸付対象先が行う外貨建て投融資に関して、基本要領に基づき本行が保有する米ドル資金の供給を行う場合の取扱いについては、基本要領によるほか、この特則に定めるとおりとする。

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付限度額等

~~(1) 貸付総額の上限は、基本要領 9. (1) に定める貸付総額の上限とは別に、120 億米ドルとする。~~

~~(2-1) 貸付先毎の貸付額の上限は、基本要領 9. (2-1) に定める貸付先毎の貸付額の上限とは別に、10 億米ドルとする。~~

~~(3-2) 基本要領 9. (3-2) に定める貸付実行日毎の貸付総額の算定にあたって、本特則に基づく貸付実行額は対象に含めない。~~

(4-3) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領 9. (4-3) の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ. からロ. およびハ. を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と当初貸付金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる。

イ. 略 (不変)

ロ. 略 (不変)

(イ) 基本要領 9. (4-3) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ロ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」(平成 23 年 6 月 14 日付政委第 48 号別紙.) 5. (4-3) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

(ハ) 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」(平成 24 年 3 月

13日付政委第18号別紙1.) 3. (43) に定める貸付限度額算出の根拠となっているもの

ハ. 略(不変)

○ 7. を横線のとおり改める。

7. 貸付受付期限

6. (43) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えにかかるものを除き、平成26年3月31日以前に限る。

別紙9.

「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則に関する件」
中一部改正

○ 本文を横線のとおり改める。

当分の間、下記1. ~~ないし3.~~ 4. の利率については、それぞれの規定にかかわらず、年0.1%とすること。

記

1. 略(不変)

2. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」(平成22年6月15日付政委第51号別紙1.) 6. (1) に定める貸付利率

3. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙2.）6.（1）に定める貸付利率

~~3.~~ 4. 略（不変）

別紙10.

「日本銀行業務方法書」中一部変更

○ 第九条を横線のとおり改める。

（有価証券を担保とする貸付け）

第九条 当銀行は、第六条第一項第二号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、手形、国債その他の有価証券を担保とする貸付け（次条及び、第九条の三、第五十六条及び第五十七条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を行う。

一 }
二 } 略（不変）

三 貸付期間

貸付期間（貸付けの日の翌日から起算して返済期日までの期間をいう。以下第九条の三において同じ。）は、三ヶ月以内とする。ただし、当銀行が特に必要と認める場合には、三ヶ月を超えることができる。

四 略（不変）

- 第四十九条を横線のとおり改める。

(証書貸付債権を担保とする貸付け)

第四十九条 当銀行は、前条に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、証書貸付債権を担保とする貸付け（次条及び、第四十九条の三及び第四十九条の四に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を行う。

以下略（不変）

- 第十二章第四節及び第四十九条の五を削り、第十二章第五節を第四節とする。

- 第四十九条の四を第四十九条の五とし、第四十九条の三の次に次の一条を加える。

(貸出支援基金の運営として行う証書貸付債権を担保とする貸付け)

第四十九条の四 当銀行は、第四十八条に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、貸出支援基金の運営として証書貸付債権を担保とする貸付けを行う。

一 相手方等

貸付けの相手方、貸付期間等、貸付利率及び利息の徴収については、第五十六条第一号、第三号、第四号及び第五号又は第五十七条第一号、第三号、第四号及び第五号の規定を準用する。

二 担保の種類

貸付けを行うに当たっては、担保として、証書貸付債権のうち当銀行が適当と認めるものを徴求する。

- 第五十条を横線のとおり改める。

(資産買入等の基金)

第五十条 当銀行は、資産買入等の基金（第一条の目的を達成するため、長めの市場金利の低下と各種リスク・プレミアムの縮小を促す観点から行う手形、国債その他の有価証券を担保とする公開市場操作としての貸付け及び資産の買入に用いる基金をいう。以下同じ「~~基金~~」という。）において、次条に定める公開市場操作としての貸付け及び第五十二条から第五十四条までに定める資産の買入を行う。

以下略（不変）

- 第九条の三、第十三条、第十四条、第五十一条、第五十二条、第五十三条及び第五十四条中「基金」とあるのは「資産買入等の基金」に改める。
- 第六十四条を第六十七条とし、第五十五条から第六十三条までを三条ずつ繰り下げる。
- 第十七章を第十八章とし、第十四章から第十六章までを一章ずつ繰り下げ、第十三章の次に次の一章を加える。

第十四章 貸出支援基金の運営

(貸出支援基金)

第五十五条 当銀行は、貸出支援基金（物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、金融緩和効果を一段と浸透させるために行う手形、国債その他の有価証券を担保とする貸付けに用いる基金をいう。以下同じ。）において、次条に定める成長基盤強化を支援するための貸付け及び第五十七条に定める貸出増加を支援するための貸付けを行う。

- 2 前項に規定する成長基盤強化を支援するための貸付けは、成長基盤強化に資する投融資を支援の対象とする。このうち、次に掲げる投融資を支援の対象とする特則を設ける。第三号に掲げるものを支援対象とした貸付け

は、米ドル建てで行う。

- 一 出資等（資本性を有する投融資をいう。）又は動産・債権担保融資等（不動産担保及び人的保証に依存しない融資のうち、当銀行が適当と認めるものをいう。）
- 二 小口投融資（百万円以上千万円未満の投融資をいう。）
- 三 外貨建て投融資

3 第一項に規定する成長基盤強化を支援するための貸付けの残高の上限は、貸付けの種類に応じて、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|----------------------|---------|
| 一 前項に規定する特則によらない貸付け | 三兆五千億円 |
| 二 前項第一号に規定する特則による貸付け | 五千億円 |
| 三 前項第二号に規定する特則による貸付け | 五千億円 |
| 四 前項第三号に規定する特則による貸付け | 百二十億米ドル |

4 第一項に規定する貸出増加を支援するための貸付けの残高の上限は、設けない。

（貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための貸付け）

第五十六条 当銀行は、貸出支援基金において、第六条第一項第二号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、手形、国債その他の有価証券を担保とする成長基盤強化を支援するための貸付けを行う。

一 相手方

貸付けの相手方は、金融機関、金融商品取引業者、証券金融会社、短資業者その他の者であつて、当銀行と当座預金取引を有する者のうち、当銀行が第一条の目的を達成するため適当と認めるものとする。

二 担保の種類

貸付けを行うに当っては、担保として、第九条第二号に掲げる有価証券のうち当銀行が適当と認めるものを徴求する。

三 貸付期間等

イ 貸付期間は、特に必要と認められることから一年以内とする。ただし、前条第二項第一号に規定する特則による貸付けの貸付期間は、特に必要と認められることから二年以内とする。

ロ 貸付けの相手方が希望する場合において、当銀行が適当と認めるときは、借換えを認めることとし、借換えの回数の上限は、三回とする。ただし、前条第二項第一号に規定する特則による貸付けの借換えの回数の上限は、一回とする。

四 貸付利率

貸付利率は、金融市場の情勢を勘案して定める。

五 利息の徴収

貸付けを行う場合は、前号の規定により定める貸付利率によって、貸付けの日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法によって、利息を徴収する。

(貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための貸付け)

第五十七条 当銀行は、貸出支援基金において、第六条第一項第二号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、手形、国債その他の有価証券を担保とする貸出増加を支援するための貸付けを行う。

一 相手方

貸付けの相手方は、金融機関その他の者であって、当銀行と当座預金取引を有する者のうち、当銀行が第一条の目的を達成するため適当と認めるものとする。

二 担保の種類

貸付けを行うに当っては、担保として、第九条第二号に掲げる有価証券のうち当銀行が適当と認めるものを徴求する。

三 貸付期間等

イ 貸付期間は、特に必要と認められることから三年以内とする。

ロ 貸付けの相手方が希望する場合において、当銀行が適当と認めるときは、借換えを認める。ただし、当初貸付期間及び借換えにか

かる貸付期間を通算して四年以内とする。

四 貸付利率

貸付利率は、金融市場の情勢を勘案して定める。

五 利息の徴収

貸付けを行う場合は、前号の規定により定める貸付利率によって、貸付期間中の別に定める期間の日数に応じて、当該期間毎に後取りの方法によって、利息を徴収する。

- 附則第六条中「第五十八条」とあるのは「第六十一条」に、附則第八条中「第六十条」とあるのは「第六十三条」に、附則第九条中「第五十六条」とあるのは「第五十九条」に改める。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十四年十二月二十日から実施し、平成三十年六月三十日限りその効力を失うものとする。

別紙 1 1 .

「日本銀行組織規程」中一部変更

- 第 1 6 条を横線のとおり改める。

(金融機構局の事務)

第 1 6 条 略 (不変)

一 }
二 } 略(不変)

三 当座預金取引先及び貸出取引先の選定（貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための貸付け及び貸出増加を支援するための貸付け並びに公開市場操作として行う貸付けに係るものを除く。）

四 略（不変）

五 手形の割引及び資金の貸付けの実施に係る具体的事項の決定及びこれに関連する事項に関する事務（貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための貸付け及び貸出増加を支援するための貸付けに係るもの（個別貸付先毎の貸付限度額の決定に関するものを除く。）及び並びに公開市場操作として行う貸付けに係るものを除く。）

六 略（不変）

（附則）

この組織規程の一部変更は、平成24年12月20日から実施し、平成30年6月30日限りその効力を失うものとする。

(5) 「資産買入等の基金運営基本要領」の一部改正等に関する件（平成24年12月20日決定）

「資産買入等の基金運営基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

金融緩和を一段と強力に推進する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「資産買入等の基金運営基本要領」（平成22年10月28日付政委第92号別紙1.）を別紙1. のとおり一部改正すること。
2. 「日本銀行業務方法書」（平成10年3月24日付政第29号別紙3）を別紙2. のとおり一部変更すること。

以 上

別紙1.

「資産買入等の基金運営基本要領」中一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 買入残高および貸付残高の上限

(1) 買入残高の総額は~~6-6~~7.6兆円程度、貸付残高の総額は2.5兆円程度を上限とする。

三 }
 〽 } 略 (不変)
 六 }

(附則)

この業務方法書の一部変更は、本日から実施する。

(6) 「資産買入等の基金運営基本要領」の一部改正等に関する件（平成25年1月22日決定）

「資産買入等の基金運営基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

強力に金融緩和を推進する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「資産買入等の基金運営基本要領」（平成22年10月28日付政委第92号別紙1.）を別紙1. のとおり一部改正すること。
2. 「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入基本要領」（平成22年10月28日付政委第92号別紙2.）を別紙2. のとおり一部改正すること。
3. 「資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」（平成22年10月28日付政委第92号別紙4.）を別紙3. のとおり一部改正すること。
4. 「資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーション基本要領」（平成22年10月28日付政委第92号別紙6.）を別紙4. のとおり一部改正すること。
5. 「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」（平成22年11月5日付政委第98号別紙1.）を別紙5. のとおり一部改正すること。
6. 「日本銀行業務方法書」（平成10年3月24日付政第29号別紙3）を別紙6. のとおり一部変更すること。

以 上

「資産買入等の基金運営基本要領」 中一部改正

- 4. (2) の次に次の (3) を加える。

(3) 買入れおよび貸付けは、平成 25 年末までを目途に、(1) および (2) に定める残高の上限に達するように実施するものとし、平成 26 年 1 月以降は、(1) および (2) の定めにかかわらず、毎月、別に定める金額の買入れおよび貸付けを行うものとする。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入基本要領」 中一部改正

- 6. を横線のとおり改める。

6. 買入残高の上限

「資産買入等の基金運営基本要領」 4. ~~-(2)イ、およびロ、~~に定める

ところによる。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 3.

「資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」中一部改正

○ 5. (1) を横線のとおり改める。

(1) CP等および社債等の買入残高の上限は、「資産買入等の基金運営基本要領」4. ~~(2)ハ、およびニ、~~に定めるところによる。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 4.

「資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

- 8. を横線のとおり改める。

8. 貸付限度額

「資産買入等の基金運営基本要領」 4. ~~-(1)-~~に定めるところによる。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 5.

「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等
買入等基本要領」 中一部改正

- 7. (1) を横線のとおり改める。

(1) 指数連動型上場投資信託受益権等の買入残高の上限は、「資産買入等
の基金運営基本要領」 4. ~~-(2) ホ、およびヘ、~~に定めるところによる。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「日本銀行業務方法書」中一部変更

- 第五十条第三項の次に次の第四項を加える。
 - 4 第一項に規定する公開市場操作としての貸付け及び資産の買入れは、平成二十五年末までを目途に、前項に定める残高の上限に達するように実施し、平成二十六年一月以降は、前項の規定にかかわらず、毎月、別に定める金額の貸付け及び買入れを行う。

- 第五十二条第四号を横線のとおり改める。
 - 四 買入れの残高の上限
第五十条第三項第一号及び第二号に定めるところによる。

- 第五十三条第四号を横線のとおり改める。
 - 四 買入れの残高の上限等
 - イ コマーシャル・ペーパー等及び社債等の買入れの残高の上限は、第五十条第三項第三号及び第四号に定めるところによる。
 - ロ 略（不変）

- 第五十四条第五号を横線のとおり改める。

五 買入れの限度

イ 指数連動型上場投資信託受益権等の買入れの残高の上限は、第五十条第三項第五号及び第六号に定めるところによる。

ロ }
ハ } 略（不変）

(附則)

この業務方法書の一部変更は、本日から実施する。

(7) 「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」の一部改正に関する件（平成 25 年 3 月 7 日決定）

「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」の一部改正に関する件

(案 件)

バーゼル銀行監督委員会が平成 22 年 12 月に公表した「バーゼル III：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」に沿って、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件」（平成二十四年金融庁告示第二十八号）が平成 25 年 3 月 31 日から適用されることを踏まえ、「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」（平成 22 年 11 月 5 日付政委第 98 号別紙 2.）を別紙. のとおり一部改正すること。

以 上

別紙.

「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」中一部改正

○ 3. (1) ハ. を横線のとおり改める。

ハ. 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 14 条の 2 に掲げる基準に基づいて算出された連結および単体自己資本比率が、基準時点（受託者の選定を行う日（以下「選定日」という。）の直近の決算期末（中間期末を含む。

以下同じ。)をいう。ただし、受託者の選定の応募締切日において直近の決算期末の当該計数が判明していない場合には、当該計数が判明している直近の決算期末とする。以下同じ。)において、国際統一基準が適用される先については普通株式等 Tier 1 比率 4.5%以上、Tier 1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、国内基準が適用される先については 4%以上であること。ただし、考査等から得られた情報に照らし、同水準が一時的なものと認められるとき、当該基準時点以降の状況変化により信用力に問題が生じているときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときはこの限りでない。

(附則)

1. この一部改正は、平成 25 年 3 月 31 日から実施する。
2. 3. (1) ハ. に定める自己資本比率は、普通株式等 Tier 1 比率については、平成 25 年 3 月 31 日から平成 26 年 3 月 30 日までの間は 3.5%以上、平成 26 年 3 月 31 日から平成 27 年 3 月 30 日までの間は 4%以上とし、Tier 1 比率については、平成 25 年 3 月 31 日から平成 26 年 3 月 30 日までの間は 4.5%以上、平成 26 年 3 月 31 日から平成 27 年 3 月 30 日までの間は 5.5%以上とする。